

IIM

Journal of
Image &
Information
Management

JIIMA

Topic

関東大震災を未来に伝える ～資料あつての研究と伝承～

アーカイブズ・シリーズ

出光興産「ヒューマンギャラリー」を訪ねて
—経営統合後の新たな企業史への挑戦

インボイス制度における適格請求書の
取扱いに関するアンケート

2023

5・6

MAY・JUN



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

あらゆる
マイクロフィルム
形態に対応し、
情報の運用・管理を
支えます

PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム=レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルムスキャナー。フリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、「マイクロフィルム=レジェンドメディア」の活用シーンを拡大します。

使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能

フリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力

6.8x~105xの幅広いズーム&光学解像度430dpi



※写真はLS5200Bです。

Legend Scanner シリーズ

○FCモデル/LS5000F ○電動RFCモデル/LS5100R
○フリップ検索モデル/LS5200B

大切な貴重書や劣化図書などの原本を 傷めずに高品質でスキャンができる フェイスアップスキャナーシステム



出張スキャンにも対応
優れた可搬性

原稿に優しく劣化を防ぐ
LED光源採用

細部まで鮮明にスキャン
光学解像度400dpi

多彩な編集/加工が可能
アプリケーション搭載

フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

ScanDIVA

○アーカイブモデル/
ScanDIVA SD8800A
○標準モデル/
ScanDIVA SD8000G

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から 蘇る情報の利活用ができる最新鋭機

「Legend Viewer」

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単



※写真はLV7100です。

A3スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100

A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV6100

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

〈国内総販売元〉

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

<https://konicaminolta.com>

商品に関するお問い合わせは **0120-805039**

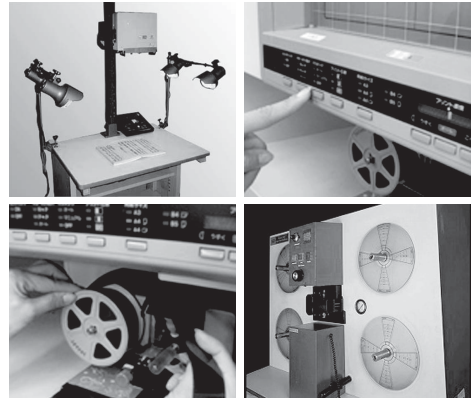
受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / 電子ファイリング・CAD 設計
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ情報システム株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)



HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service
LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS
URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

横 濱	045-508-3885	本 部	06-6452-0101
敦 賀	0770-23-7283	テクニカルセンター	06-6453-6188
若 狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋 賀	0749-64-0847	神 戸	078-671-7488
京 都	075-671-7980		

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



●本製品についてのお問い合わせは



〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL.03 (3546) 7720

札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301

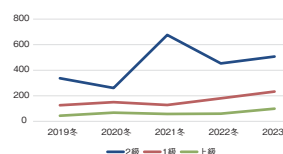
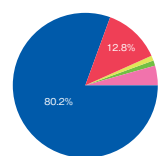
IM

2023-5・6月号 通巻第 605 号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

- 4…………… 関東大震災を未来に伝える
 ～資料あつての研究と伝承～
 国立科学博物館 室谷 智子
 【アーカイブズ・シリーズ】
- 8…………… 出光興産「ヒューマンギャラリー」を訪ねて
 ～経営統合後の新たな企業史への挑戦～
 広報委員会 長井 勉
- 12…………… 電子処方箋導入の課題と利点とは？ 薬剤師に直撃インタビュー
 ～電子処方箋は医療の利便性を変えるのか～
 医療市場委員会
 【調査結果】
- 18…………… インボイス制度における適格請求書の取扱いに関するアンケート
 電子取引委員会
 【連載 世界の電子政府DXシリーズ】
- 30…………… 第8回 インド行政DXの潮流
 (株) 第一生命経済研究所 柏村 祐
- 33…………… 電子取引ソフト法的要件認証制度とは？
 【PR広告】 e-PAPスマート・ストレージ
- 34…………… 電子取引データの保存先として電子帳簿保存法へ対応しています！
 株式会社エッサム
- 36…………… 【わが社のプレゼン】 株式会社レシートローラー
 電子レシートで大量の文書削減と不正のない社会を目指す
 【AIIMブログ】
- 39…………… 情報マネジメント産業のためのチャットGPTを紐解く
 株式会社マイクロテック 山際 祥一
- 42…………… 2022年度文書情報管理士最新報告
 文書情報管理士検定試験委員会 室井 弘之
- 44…………… 文書情報管理士 合格者からのひと言
- 45…………… 文書情報マネージャー 認定者からのひと言



- 46…………… **ニュース・ア・ラ・カルト**
- JIIMAウェビナー 2023開催決定 6月1日～6月16日
 - 経済産業省「健康経営優良法人2023」を発表
 - TOKIUM(トキウム) 改正電子帳簿保存法とインボイス制度の対応方法を纏めたガイドブックを公開
 - 富士フィルムビジネスイノベーション「TOKIUMインボイス」を提供開始
 - テラスカイとウイングアーク1stが電子帳簿保存法分野で協業
 - TREASURY みずほ不動産販売による仲介のもと、インターネットを活用した非対面不動産売買取引を実施
 - ITR IaaS / PaaS市場規模推移および予測を発表
 - 各社ニュース
- 48…………… **新製品紹介**
- 富士フィルムビジネスイノベーション(株)「検査マネジメントシステム」
 - コニカミノルタ(株)「バクテクター 2.0SC」
 - キヤノン電子(株)、キヤノンマーケティングジャパン(株)「imageFORMULA DR-M1060II」「imageFORMULA DR-M140II」
- 49…………… **コラム**
- 第6回 研究室の窓から「大学院での認証アーキスト養成コースの振り返り」
 東北大学 加藤 諭
- 50…………… **IM編集委員から**

関東大震災を未来に伝える ～資料あつての研究と伝承～

国立科学博物館理工学研究部研究主幹

むろ たに さと こ
室谷 智子

100年前に起きた関東大震災

1923（大正12）年9月1日の11時58分頃、神奈川県西部を震源とするマグニチュード7.9（気象庁の情報による）の大地震が発生した。この地震は規模の大きい余震もいくつか発生し、関東地方で死者・行方不明者約10万5千人、住家全壊焼失流失約29万3千棟という、甚大な被害が生じた（写真1）。この出来事を表す言葉として、「関東地震」や「関東大震災」がよく使われるが、地震そのものの名称は「関東地震」、災害も含めた場合には「関東大震災」と表す。

東京や横浜、千葉では、震度6が報告されており、現在の震度階級で6強や7に相当するような強い揺れに見舞われた。住家全壊（焼失はのぞく）は神奈川県で約4万7千棟、東京府で約1万2千棟、全壊による死者は神奈川県で約5,800人、東京府で約3,500人であった。震源に近い神奈川県は、東京よりも揺れによる被害が大きかった。

一方、大火災による被害は東京の方が大きく、東京府の死者・行方不明者は6万6千人を超え、神奈川県の約2万5千人と合わせると、全体被害の約9割が火災によって亡くなったことになる。そのほとんどが、東京市（現在の千代田区、中央区、港区、新宿区東部、文京区、台東区、墨田区南部、江東区西）と横



写真1 上野山からみた上野駅

浜市（現在の中区、西区）である。なぜこれだけ火災による被害が大きかったのか。8月末に九州に上陸した台風が、地震の発生時には、能登半島や日本海周辺にあったと言われている。この台風の影響で関東地方は風が強く、風向きも次々と変わっていった。地震が起きた時間は、多くの家で昼食の準備をするなど火を使っていたこともあり、あちらこちらで発生した火災によって東京市や横浜市では一面焼け野原となる大惨事となった。特に多くの人々が避難していた東京市本所区にあった被服廠跡（現在の墨田区横網町公園）が火災に巻き込まれ、周辺も併せると約4万4千人の命が失われてしまった。

その後、「帝都復興事業」により、地震や災害に強いまちづくりを目指して復興が進んでいき、現在私たちが暮らす東京の基礎となった。東京や神奈川、その周辺には、今も多くの復興建築や震災遺構、石碑など震災ゆかりの地が見られる。当時の被害調査や救援、復興等に関する報告書、写真、絵画、映像、地震や津波の観測データ、被災資料など、100年前の関東大震災を私たちに伝えてくれる資料が、今も至る所に数多く残っている。

震災の様子を伝え残す写真、絵画、映像

国立科学博物館（以下、科博）には、当時の被災写真や絵はがき、油絵が多く残っている。写真については、ネガ（ガラス乾板・フィルム）や幻灯、紙焼きが1500枚以上あり、博物館職員が撮影・収集したもの、東京帝国大学地震学教室（以下、地震学教室）の研究者が撮影したもの、科博が購入したもの、個人からの寄贈（紙焼きやアルバムのみ）などさまざまである。震災当時の写真撮影にはガラス乾板が主流として使われていたが、100年後の今も比較的良い状態を保っている。サイズのあった中性紙箱を作り、1枚ずつ間紙をはさんでキャビネットに立てて保存している（写真2）。ガラス乾板は解像度がとても高い写真を撮影でき、高画質のデジタルデータを得ることができる。建物のひび割れの様子もはっきり確認できるなど、被害の様子を鮮明に私たちに伝えてくれ、写っている文字から撮影場所を特



写真2 中性紙の保存箱で保管しているガラス乾板

定することも可能である。

個人から寄贈されたもの以外の写真についてはデジタル化を行い、それらの一部を科博のウェブサイト「国立科学博物館地震資料室」^{*1}で公開している。このサイトでは、関東大震災だけでなく、1888年磐梯山噴火から1927年北丹後地震までに発生した大地震や火山噴火の写真も公開している。これらは、報道や展示、講演等に広く使われており、過去の災害を伝え防災を考える一助となっている。公開していない写真のなかには、撮影場所が不明なものも多く現在も調査はしているが、1枚1枚を調べることは非常に手間と時間がかかり大変である。だが、デジタルデータや実物資料を残していけば、この先AIなどの技術進歩によって、データサイエンスの力で判明する日が来るかもしれない。

さらに、地震学教室ゆかりの写真については、デジタルデータや紙焼き写真を東京大学地震研究所（以下、地震研究所）と共有している。これにより、研究への活用や科博以外の場所での資料保存につながっている。

関東大震災を題材にした絵画も多く描かれており、科博は火

災や家屋倒壊、津波被害、避難民の様子などが描かれた13枚の油絵を所蔵している。作者については現在調査中であるが、科博が画家に依頼して20枚の油絵を描いてもらい、震災翌年の3月末に購入したという記録が残っている。震災の参考品として復興した博物館に展示されたようであるが、天地800mm、左右1000mmという大きなサイズで色彩豊かな油絵は、写真には無い生々しさや迫力を伝えたであろう。これらの絵の中には、非常に構図のよく似た写真がある。地震の発生からしばらく経ってからの様子であれば、現地でもスケッチできたであろう。しかし、地震直後の火災の様子を描いた絵は、当然その場でスケッチをする余裕などはないはずで、おそらくは写真を参考に描いたものが想像で描かれたものと思われる。写真が残っているからこそ、各絵が描かれた背景なども調査することができている。

震災の混乱のなか、絵の具やキャンバスなどの資材を揃えることも大変であったと思われるが、100年もの間にキャンバスや木枠のカビや傷み、汚れ、絵の具の剥離などが見られた。この先100年後まで残すために、なるべく当時の状態を残した修復と、展示や保全に適した紫外線をカットするアクリルやシンプルな額を装着し、中性紙の専用保存箱に入れて保管することを数年前から始め、現在4枚の修復を終えている。修復前と修復後では色彩の鮮やかさが異なり（写真3）、より臨場感を感じることができる。

写真や絵は静止画であるが、関東大震災では映画も多く製作された。動きがある映像は、火災が燃え広がる様子や煙の動き、避難する人の動きを鮮明に伝えてくれる。例えば国立映画



写真3 浅草公園の惨状を描いた油絵。(左)修復前、(右)修復後。

※ 1 国立科学博物館地震資料室 https://www.kahaku.go.jp/research/db/science_engineering/namazu/index.html

アーカイブの「関東大震災映像デジタルアーカイブ」^{※2}、NHKの「NHKアーカイブス」^{※3}にて、映像が公開されている。「関東大震災映像デジタルアーカイブ」は、映画全編のほか、シーンごとや場所ごとに映像を見ることができ、利用しやすいようになっている。さらに、当時の映画台本を用い、弁士による音声を付けた映像は、より臨場感を持って当時の様子を伝えてくれる。

フィルムやガラス乾板など、写真や映像のオリジナルはどうしてもいつかは劣化してしまう。保存技術等の研究開発とともに、複製を繰り返す、デジタル化して複数の場所で保存するなどして、後世に災害が伝え継がれていくことを祈るばかりである。

関東地震の研究に資する地震・津波の観測記録

当時の被害の様子を伝えてくれるのに、写真や絵画、映像はとても貴重な資料である。一方で、どのような地震が起こったのか、という地震現象そのものを研究するうえでは、器械による観測データが重要である。100年前は、今の日本のように高密度な地震や津波の観測体制（地震計や津波計の設置）ではなく、震度も人の体感や周囲の揺れの状況によって決めていた。まだマグニチュード（地震の規模）という概念もなく、震源を精度よく決めることも難しい時代であった。それでも、日本全国に設置された地震計や検潮儀で観測された地震や津波の記録は、100年経った今も残されており、新しい研究手法の開発や新しい知見が得られるたびに、研究の見直しに活用されている。

日本で本格的に地震学の研究が始まったのは1880年頃からで、地震を観測するためにお雇い外国人と言われた人々によって地震計が開発されるようになった。地震研究所には、東京（帝国）大学構内や関東周辺、和歌山県に設置されていたさまざまな地震計によって得られた1881年から1993年までの約24万枚にもおよぶ観測波形の記象紙が残されている^{※4}。昔の地震計は、ドラムに煤をぬった記録紙を巻き、針のようなもののペン先でひっかいて地面の揺れを波形として記録していた。記録紙にニス塗りをすることで、煤に書かれた記録を固定するのであるが、何十年も経つと紙はバリバリになってしまうことがあり、保存や取り扱いには注意が必要である。1970年代後半に、世界的に歴史地震記象の重要性が認められ、1980年代以降にマイクロフィルム化を行うことが進められた。そのリストや一部の記録は、データベースとして公開されている^{※5}。

マイクロフィルム化したからといっても安心はできず、フィルムの劣化の問題はどうしても生じてしまううえ、記象紙の状態によっては、あまり画質が良くないこともある。こういったアナログ

の記録を地震研究に使うためには、波形自体を数値化しなければならない。パソコン上に画像を読み込んでトレースをしていくのであるが、大地震になるほど波形は複雑かつ揺れが長く続くために、波形がはっきり認識できるものでなければならない。そのため、できるだけ高解像度の画像を作成し保存しておくことが、非常に重要である。近年はデジタルカメラやスキャナによって高画質のデジタルデータを取得することができるようになったため、重要な記録から順に、画像へのデジタル化も行っている。これは、100年経っても、原記録が残っていたから実現できたことである。また、大きな地震が記録されていなくても連続して日々の記象紙が残されているので、以前は見落としていた小さな地震を見つけることや、地震計の特性が分かるような情報を見つけることもできた。

気象庁も全国各官署における明治期からの地震の観測記録を数多く保存しており、マイクロフィルム化とともに、主な地震については画像データベースによって観測記録が公開されている^{※6, 7}。もちろん、関東大震災の記録も画像化されており、誰でもアクセスすることができる。明治期以降、これだけ長期間に渡って記録が残されている国はほとんどなく、海外の研究者も世界で発生した歴史的な地震の研究のために日本の観測記録を活用している。画像データベースは、遠方から原記録を見にくることが難しい人々にとって、研究をより進めやすい環境を作っている。しかし、研究のために古い観測記録の数値化を行うには、かなりの時間と労力が必要で、使いづらさという一面もある。そのため、数値化のデータベースの作成も進行中であるが^{※8}、データの精度の担保のためには、やはり画像や原記録が共に残っていることが望ましい。

関東大震災の地震観測記録として有名なのが、東京帝国大学構内（本郷）に設置された今村式2倍強震計という地震計で観測された波形記録で、地震研究所が所蔵している原記録は、いろいろな所で紹介されている。そのトレースを台紙に貼ったも

※2 関東大震災映像デジタルアーカイブ <https://kantodaishinsai.filmarchives.jp/>

※3 NHKアーカイブス <https://www.nhk.or.jp/archives/saigai/>

※4 Satake et al. (2020). Analog Seismogram Archives at the Earthquake Research Institute, the University of Tokyo, *Seismol. Res. Lett.*, 91, 1384–1393, doi: 10.1785/0220190281.

※5 歴史地震記象検索システム <http://www.weic.eri.u-tokyo.ac.jp/susu/>

※6 Furumura et al. (2020). Data Retrieval System of JMA Analog Seismograms in the Headquarters for Earthquake Research Promotion of the Japanese Government, *Seismol. Res. Lett.*, 91, 1403–1412, doi: 10.1785/0220190303.

※7 地震記象紙検索システム <http://www.susu.adepr.or.jp/>

※8 Murotani et al. (2020). A Database of Digitized and Analog Seismograms of Historical Earthquakes in Japan, *Seismol. Res. Lett.*, 91, 1459–1468, doi: 10.1785/0220190287.



写真4 今村式2倍強震計によって観測された関東地震の本郷での記録のコピー

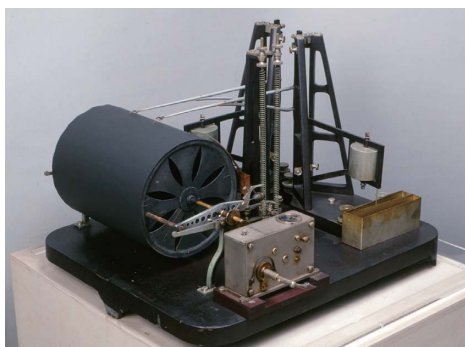


写真5 今村式2倍強震計（国立科学博物館で展示中）

のが科博に所蔵されているが（写真4）、地震学教室がおそらくどこかで展示用に作成したものと思われる。科博で常設展示されている今村式2倍強震計（写真5）が、この記録を観測した地震計と言われている。観測記録を使って研究するためには、その地震計が持つ特性（固有周期や倍率、減衰定数など）の情報が必要である。当時の研究論文にも記載されているが、それは代表値と思われ、実際にどのくらい値の幅があったかを知ることが、精度の高い研究につながる。実物が残っていることで、実際に地震計を揺らして検証することも可能である。また、この地震計はガラスケースの中に展示されているため、実際にどのように動くのか、来館者に見てもらうことはできない。しかし、今や3Dスキャンや3Dプリンターを用いて、モニター表示や模型を作ることができる。自身の手でその動き方を確認することができるため、地震計の原理を知ってもらう重要な教材になるのである。

地震・災害を今後に残し伝えるために

以上、現在残っている関東大震災に関する資料やその活用などについて紹介してきたが、これはほんの一例である。多くの方々の尽力によって、各方面で関東大震災に関する資料のデジタルアーカイブが進んでいる。誰もがいつでもどこでも活用できることで、震災の記憶をつないでいくことができるうえ、デジタ

ルデータを複数の場所で保管すれば、データのバックアップにもつながる。

デジタル化した後でも、原資料を残しておくべきかどうかということは、アーカイブズを考えるうえで常に議論になる話題である。原資料の保存に関しては、保存に適切な場所や環境管理が必要となるが、今後も増え続ける膨大な資料に関しては、その保存場所にも限りがある。しかし、原資料を残しておくことで、さまざまな技術や研究の発展により今後新たな発見ができたり、これまでとは異なる視点からの研究に活用できたりする可能性がある。原資料の保存やアーカイブズについては、今後も慎重な議論が必要と思われる。

関東大震災から100年経った今でも、地震現象の全容が明らかになっていく訳ではない。現在も研究が行われ続けているのは、多種多様な資料が100年間保存されてきたからである。今後も資料が保存され続けることで、新しい知見・情報や解析手法などが出てきたときに活用され、さらなる研究が進んでいくだろう。最近、モノクロの関東大震災の写真や映像が、AI（もちろん人の手も）によってカラー化されたものを見る機会があった。モノクロの場合、100年も前のことであるし、どこか他人事のように感じてしまうが、色が付くことで現実感は増し、区別が付きにくかった火や煙、雲の動きなど臨場感をもって私たちに震災を伝えてくれる。当時の被災資料（例えば、崩れた建物の一部や焼けた物など）も同時に見ることができれば、さらに震災を自分事として捉えることができるようになり、記憶に残り、将来の災害への備えを考えるきっかけになるのではないかと思う。博物館の研究者としては、そういった災害を伝え残せる展示や活動を心掛けたいと思う。



出光興産「ヒューマンギャラリー」を訪ねて

——経営統合後の新たな企業史への挑戦



●アーカイブズ・シリーズとは

歴史的な文書・資料などを保存・活用・公開する施設には国公立の公文書館だけでなく、大学、民間企業、各種団体などの資料館があります。JIIMAでは、それらを総称して「アーカイブズ」と呼び、このシリーズでは幅広い角度から各館を事例を交えて紹介し、アーカイブズ普及への一石を投じたいと願っています。

上下巻で420万部超えのベストセラーとなった『海賊とよばれた男』（百田尚樹・著）は出光興産創業者の出光佐三（以下「佐三」）1885－1981）をモデルとした小説で、企業の成長過程と石油メジャーと対決、産油国から原油を直接輸入し、日本人の手で日本にエネルギーをもたらす道を切り開いた出光興産（小説では「田岡商店」）を描いた作品である。2016年12月には映画化され全国公開で大ヒットとなった。

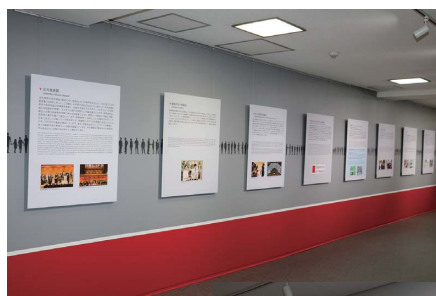
今年で創業112年を迎える出光興産の創業者である佐三は多くの名言を残している。なかでも「わが社の資本はカネでなく、人間だ。カネは資本の一部だ。一番大切なのは人。人が第一であって、人が事業をつくり、事業がカネをつくる。カネは人についてくる」とヒューマンイズムを貫く大実業家である。

JR有楽町駅から徒歩圏内のビルにある出光興産「ヒューマンギャラリー」を訪れた。企業のレガシーを伝える場所にも「ヒューマン」が満ち溢れているようだ。ちなみに佐三はふるさとの福岡県にある宗像大社を篤く信仰し、ギャラリー内にも立派なお社が置かれている。今回は当ギャラリーの運営を担う（一社）出光興産社史・理念研究所の主任研究員金子光彦氏から出光の企業史の取り組みなどについてお話を伺った。

JIIMA 広報委員会委員 認証アーキビスト なが い つとむ
長井 勉

まずはこの施設ができた経緯から伺いたいと思います。

創業者である佐三のビジネスは門司において1911年出光商会の設立から始まりました。門司にある出光創業史料室では出光商会に関する貴重な史料を紹介しています。有楽町の「出光ヒューマンギャラリー」は2019年4月、出光興産（以下「出光」）と昭和シェル石油が経営統合した後にできました。それまで出光は千葉県姉ヶ崎の中央訓練所、昭和シェル石油は茨城県石岡の研修センターなどでそれぞれ企業の歴史的資料を保存していましたが、統合後ここに集積し、一元管理することになりました。また単に歴史史料の展示だけではなく人事部が社員研修などでも利用しています。私の属する「一般社団法人出光興産社史・理念研究所」は展示の運営、コンテンツ作成、社史編さんなどの業務を出光から委託されています。



順路に沿って左右壁面に「出光興産」と「昭和シェル石油」の取り組みや歴史が紹介されている。



昭和シェル石油との経営統合によって、出光の歴史の中に昭和石油やシェル石油の歴史も織り込まれることになりました。

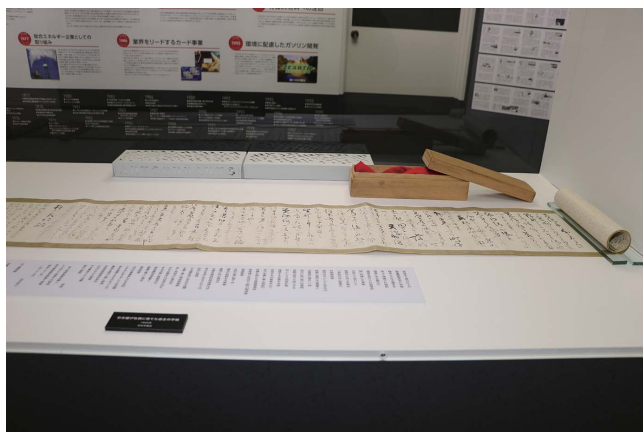
歴史をたどればシェル石油の前身ライジングサン石油（1900年設立）にもつながります。横浜に彼らの油槽所もでき浅野総一郎の石油事業とも深く関わります。一方、昭和石油の系譜は昭和石油設立前の3社（早山石油、新津石油、旭石油）の源流にもつながります。一挙に語り継ぐ歴史が豊富になりました。



ギャラリー内には当時の古い計量機や看板なども展示されている。

企業史の取組は創業者の思いですか。

出光について言えば、佐三の言行録や会社の歴史は社内編さんの社史や社内報で多数残されており、創業時より自社の歴史を大切にしてきました。紙文書が中心ですが、佐三の言行録の刊行は19巻まで続き、今でも続刊を編集中です。書庫に保管しているそれらの史料は、人事部の教材としても活用しています。



佐三が社員に送った書簡もこのように残されている。

経営統合前に存在していた昭和石油の歴史資料は。

1942年に早山石油、新津石油、旭石油が合併して昭和石油が設立されました。当時は時代も急変していた時期であり各社の歴史資料はほとんどなく、書籍の形でまとめたものは『昭和石油30年史』と『昭和石油物語』の2冊しかありません。それ以前の歴史を今後発掘するのが我々の使命です。OBや関係者の協力を頂き、同時代に生きた人々の資料も参考にしながら、足りない記録を探して歴史をつなげていこうと思います。

出光、昭和シェル石油の過去の社内報は残されていますか。

社内報は企業史の源です。出光の社内報第一号は1945年に発行され、全てデータ化をしました。また昭和石油の社内報は1985年にシェル石油と合併するまで欠号もありますが全てデータ化しました。さらにシェル石油の社内報『シェルタイムズ』もデータ化が完了しており、それぞれ一次資料として利用価値があります。

デジタル化された社内報の利用方法は。

現在、外部への公開はしていませんが、本紙を年月順に画像にしてまとめています。まだ日次検索機能などはありませんので今後の課題です。その他年表や佐三の講演のデジタル化をしています。

映画『海賊とよばれた男』は大ヒットしました。ご覧になった感想は。

この映画には当社の広報も協力しました。自社PRだけでは手前味噌な話にしかありません。でも原作者は第三者ですから、客観的な立場で外部に出光の企業理念や企業史の事実を伝えていただきました。映画を観てから、出光の企業理念を学ぶために原作本を読んだ若い社員も多いと聞いています。もちろん私自身も入社前に先輩から佐三の本をもらい、そこで佐三の考えに共鳴、入社した次第です。

社史づくりのコンセプトについて。

先人たちが生きていた時代背景や状況の中で人物が浮かび上がることが理想です。人物が生き活きと動いてる姿を書いて、読み手が勇気づけられるような社史にしたいですね。先人の苦勞を知り、歴史に学ぶことができればと思います。

企業史は人物の事績の紹介だけでなく、その時にどう考えたかを読み取ることもありますね。

出光には「事業は人なり」の理念があります。社史でも人中心の生き方を伝える。それによってヒューマンエネルギーを得られる。できるだけ社史にヒューマンな部分を残したい。だからここも「ヒューマンギャラリー」と名付けています。人を中心に生きてきた歴史を感じて欲しいと思います。単なる創業者のPRの場ではありません。先人たちが苦しい時、厳しい時に何を基に考え、何を求めたかを伝えたいですね。

社史編さんの状況について。

2021年10月から始めました。明治初期から2019年の経営統合までの範囲を当面の対象としています。編さん作業は1955年まではほぼ終わりました。あと2年半位かかるでしょうね。アーカイブズの専門職はいませんが、社内外の関係者の皆さんからアドバイスをもらっています。

貴社は創業1911年の出光商会以来、今年で112年を迎えます。100年超えの企業との交流は。

昭和石油の源流のひとつである旭石油は鈴木商店と関係があり、その鈴木商店は現在の双日につながります。したがって双日の広報の方とは交流して情報を交換しています。交流すると面

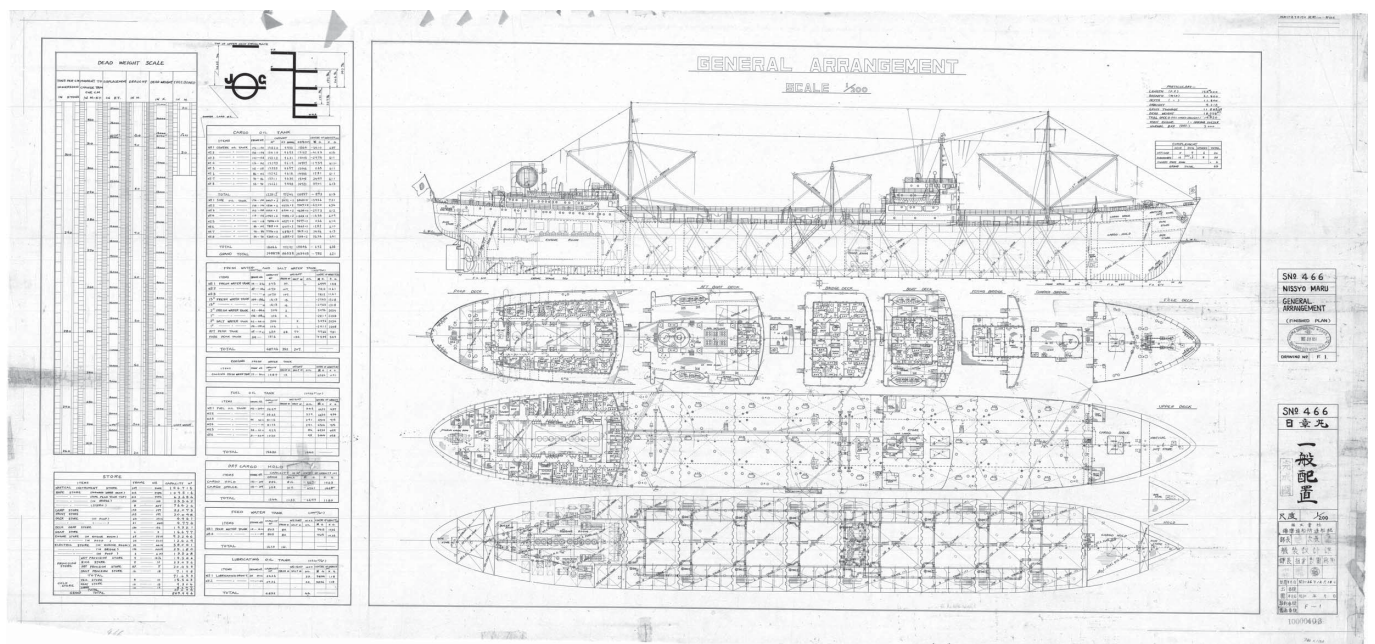
白い情報が色々と得られたりします。また浅野総一郎さんの末裔の方や関係者の方々にもお付き合いをいただき色々のご教示を受けています。こうした人脈は貴重ですね。

外部への公開は。

まずは社内や当企業グループ内での歴史の共有が第一と考えています。特に特約販売店さんとは一緒に作った多くの歴史があります。今後もご意見を頂きながら展示などを充実していきたいと思います。また、近い将来において佐三や当社の歴史に関心のある一般の方たちにも公開していく道を模索したいと考えています。



ギャラリー内に展示されている日章丸二世の模型



二代目日章丸の図面。当時はすべて手書きということもあり、貴重な図面である。

さきほど外部との交流の話がありました取材で新たな発見もあったのでは。

足で稼がないと新たな発見はできません。たとえば兵庫県相生にある旧IHI播磨造船所で『海賊とよばれた男』でも登場した二代目日章丸^{※1}（全長163m）を建造したドックを案内していただきました。またそこで船の図面を見せてもらいました。まさかここで日章丸に会えるとは。これ1枚しか残っていない貴重な図面でデジタル化していただきました。いつか企画展で日章丸を取り上げたいと思います。



出光興産社史・理念研究所の主任研究員金子光彦氏

インタビューを終えて

まずはインタビュー前に「ヒューマンギャラリー」を案内していただいた。昭和シェル石油との統合によって語るべき出来事が増えたが、詳細な年表から佐三の事績だけでなく、その時々どのようなヒューマニズムで従業員に、社会に、業界に対峙したかを知ることができる。それだけでなく国益を見据えて一つ一つに全力投球で取り組んだ佐三の生き方が彷彿され、感動を覚える。そして展示パネルに掲げられた出光の五つの主義方針、「人間尊重」、「大家族主義」、「独立自治」、「黄金の奴隷たるなかれ」、「生産者より消費者へ」。これらは佐三のビジネス道に象徴される言葉でもある。

往々にして事績を羅列した人物アーカイブズをよく見かけるが、この展示会場はまるで企業史をたどりながら創業者精神を肌で感じ取れる施設である。そこには佐三の生き方を社員、関係者などのいわゆる「ステークホルダー」が共有すべき知的資源がある。今のところ一般公開はないようだが、佐三の誕生日や社歴の節目などに公開できないだろうか。このギャラリーは多くの人が佐三と出会い、佐三を学ぶことができる唯一のアーカイブズでもあるのだから。

話しかけるが、佐三の名言の中で筆者が好きなのは「一つの目的を達成するのに非常に楽な道と非常に苦しい道があるとす。苦しい道をとっても楽な道をとっても、目的は達せられるが、どちらを選ぶかといえれば我われはあえて難路を選ぶ」である。人間、苦勞は買ってでもすべ

最後に「ヒューマンギャラリー」の当面の目標を。

当ギャラリーは、出光と昭和シェル石油と両者の100年を超える歴史を合わせて追体験する場所として開設しましたが、私たちの創業者たちよりも以前に石油の採掘に挑戦してきた「黎明期」の苦勞があります。

今後、そのような前史において苦勞してきた先人たちの足跡も辿れるような展示を追加し、「常設展示」のコーナーも設けたいと思います。

また、パネル展示だけでなくデジタルサイネージを導入し、動画や音声を駆使した展示を工夫し、さまざまな「企画展」を開催して、何度でも足を運びたいようなギャラリーにしていきたいと考えています。

本日はご多忙のなか、ありがとうございました。

※1 日章丸事件

1953年3月、出光は、石油を国有化し英国と抗争中のイランへ、日章丸二世を極秘裏に差し向けた。同船は、ガソリン、軽油約2万2千キロℓを満載し、5月、大勢の人の歓迎を受けて川崎港に帰港した。これに対し、英国アングロ・イラン社（BPの前身）は積荷の所有権を主張し、出光を東京地裁に提訴。この「日章丸事件」は、法廷で争われることになった。結局、アングロ・イラン社が提訴を取り下げたため、出光側の勝利となった。この事件は、産油国との直接取引の先駆けを成すものであり、日本人の目を中東に向けるきっかけになり、また敗戦で自信を喪失していた当時の日本で、国際社会に一矢報いた「快挙」として受け止められたことも歴史的事実であった。

出典：イランとの直接取引で世界で初めて石油製品を輸入した「日章丸事件」 | 社史 | 出光興産 (idemitsu.com)

きだと心得てはいるが、そうはいかず反省ばかりである。このように今の生き方を改めて学べる出光「ヒューマンギャラリー」をまたいつか訪ねたいと思っている。

最後に、老舗企業とアーカイブのことを記したい。ある調査によると、日本の100年企業は3万社を超えるという。世界の創業100年企業数が約8万社というから、日本のそれは世界規模で40%以上を占めている。だが誇るべき、歴史的企業資料の保存・活用では日本はどう評価されているだろうか。ある老舗企業の場合、社史編さんで収集して活用した資料や写真が使用後そのまま倉庫に放置されているケースは少なくない。記念誌を発刊したらそれでプロジェクトとしての仕事は終了である。残念ながら、苦勞して収集した歴史資料類を公開展示し、貴重な資料の劣化防止とHPから配信するためにデジタルアーカイブ化する絶好のタイミングを逃すことになる。

大事なことは、企業史のなかで創業者、経営者、従業員がどう生き抜いてきたかを記録として残し、伝えることであり、それらを社内外にPRするにはデジタル化が欠かせない。そうすれば企業史から地域の歴史や人々の暮らしが読み取れる貴重な利用価値あるレガシーとなって生まれ変わるだろう。老舗企業にはこれからこのようなミッションが求められるのだ。

電子処方箋導入の課題と利点とは？ 薬剤師に直撃インタビュー

～電子処方箋は医療の利便性を変えるのか～

取材 JIIMA医療市場委員会
協力 重長薬局（松山市）

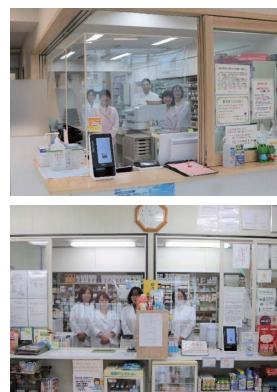
紙ではなく電子で処方箋をやりとりする、いわゆる「電子処方箋」が2023年1月から開始されました。処方箋がデジタルデータで運用されることで、患者の同意のもと、オンライン資格確認等のシステムを通じて全国の医療機関や薬局にて、過去3年間の薬剤情報と直近での処方・調剤結果を参照できるようになります。さらに重複投薬や併用できない薬の確認機能もあり、より安全で質の高い医療サービスの提供が期待されています。

重長薬局について

みかんで有名な愛媛県松山沖の瀬戸内海に浮かぶ人口約1,100人の興居島に平成8年6月に設立した島唯一の薬局です。平成11年には、いよてつ高島屋内にドラッグ・ポイントタウン、平成14年には松山市駅近隣に薬局ポイントタウンを併設し、地域医療の向上に貢献しています。

「すべては患者様の為に」の思いを胸に、最善最良の医療サービス提供」という高い理念のもとに、今後、薬局DXやIT化も地元ベンダーの四国メディコム（エイ・エヌ・システムズ）様と連携して精力的に進めていきたいと考えている薬局です。

今回は3店舗のうち、松山市駅近隣の薬局ポイントタウンへ訪問取材し、重長薬局 代表取締役 薬剤師重松先生にインタビューして、いま調剤薬局では電子処方箋の導入にあたりどのような課題が発生しているのか、現場の声を聞いてきました。



紙の処方箋について

—紙の処方箋の運用などで現在困っていることはありますか？

やはり紙の保管場所に困っています。具体的には、薬局内での保管以外にも敷地内に倉庫を確保し、そこに保管していますが、かなりの量となっています。また廃棄については、当薬局では5年間保管したのち、ここ（薬局ポイントタウン）では薬剤師、事務員がシュレッダーにかけて廃棄しています。興居島の本店薬局では有料で業者に廃棄を依頼しています。ここでは倉庫に運ぶ手間や廃棄の料金などが負担になっています。

—調剤済みの紙の処方箋を後日、保管場所から探すことはありますか？

本店である興居島の薬局では平均すると1ヶ月で1枚から3枚、支店である薬局ポイントタウンのほうでも3日に1枚程度の割合で探す必要があります。これはかなり多いと感じています。

特に患者さんの保険が変更された場合や精神科の病院では、受診後に公費が決定することが多いので、その際に発生する公費番号の変更のために探す必要があります。

また、レセプト^{*1}の返戻^{*2}対応をする場合もあります。

—受付にあるオンライン資格確認の装置で保険資格や公費に関する問い合わせはしていないのでしょうか？

ここ（薬局ポイントタウン）は接続完了して、資格確認は開始しているのですが、興居島の本店は、離島ということもあって、ネットワークの切り替えがまだできていないため、オンライン保険資格確認はスタートしていません。よって処方箋に関する問い合わせ等があった場合は、従来通り、紙のものから探しています。これは薬局スタッフが機器の取り扱いに慣れていないためという側面もあるかと思います。

—紙の処方箋について運用面での課題はありますか？

やはり紙ですと探す手間がかかるということがあります。倉庫に保管されている場合はそこまで往復する時間もかかりますし、特に古いものになると倉庫の奥から取り出す労力も必要です。また業務時間内での作業となりますので、探す時間自体は5分から10分程度でも、作業を中断して探すことになるので効率が

※1 医療機関が保険診療を行った際に、患者さんが受けた診療内容や薬剤の種類・数量、医療行為やサービスの対価である診療報酬点数が記載され、このレセプトをもとに医療機関や薬局は保険請求をすることができます。

※2 レセプトの記載内容に「不備」や「誤り」等があった場合には、提出した保険医療機関にレセプトが差し戻されることもある。

よいとはいえません。

—保管している処方箋は、どのようなタイミングで移管していますか。また、タグやラベルをつけて管理していますか？

処方箋を入れているダンボール箱には紙のラベルをはりつけて、本店薬局では1年ごとに倉庫へ、支店のほうでは半年ごとに倉庫へ移管し、そこでどちらも5年間保管しています。ただ、このダンボール箱に入れて運ぶ作業はかなり大変で、頻度は少ないものの女性が多い薬局ではこの力仕事はかなりの重労働となっています。

処方箋への電子化について

—処方箋について、現在はまだ電子化は進んでいない状況でしょうか？

はい。現在も処方箋は紙で保管、廃棄の際はシュレッダーか業者に依頼するという状況です。電子化をしたくないわけではないのですが、今まで作業しているスタッフの経験もあり、紙で処理したほうが作業効率がよいということもあります。紙の不便さは前述したとおりですが、逆に電子化する際はスキャンする手間など全体の作業フローを見直す必要があり、それらがクリアできれば電子化も進むと考えています。

—紙の保管場所の問題や移管作業、探す手間が特に負担ではなければ、今のところ電子化を急ぐ必要はないという部分もあつたりしますか？

紙の処方箋の保管や廃棄の問題については重要な課題と感じており、また当薬局では女性スタッフが多いこともあり、力仕

事が負担であることは事実です。そのため、電子化の流れに乗ればスタッフにとってもよいことだと考えています。ただ、通常業務がどうしても優先されてしまうので、いまずくに電子化に切り替えて、通常の作業フローなども全て一気に切り替えるということは、現場のスタッフにとってはとてもハードルが高い問題でもあります。

スキャンングについて

—現在、紙の処方箋の運用としてスキャナーは活用されていますか？

PFU社の卓上スキャナーを利用していますが、データ化した処方箋を電子保存（原本保存）としては扱っていません。現場では、窓口となる受付のオペレーターが処方箋をスキャンし、調剤明細書の入力補助の目的として使うレベルにとどまっています。

スキャンしたデータについても、調剤用レセプトコンピュータ^{※3}である『Pharnes（ファーンネス）』（図1、図2）について、デジタルデータを活用した検索や抽出閲覧など先進的な機能があることは知っておりますが、若手からベテランの薬剤師全体で運用を統一したほうが効率がよいため、結局は紙の処方箋を使用して作業することになってしまっています。もちろん、作業者が『Pharnes』（調剤レセプトコンピュータ）の機能について、より経験や知見を深めていけばもっと便利に使えることは承知しているのですが、現場スタッフの中にIT系について詳しい者がいないこともあり、十分な活用ができていないというのが正直なところです。

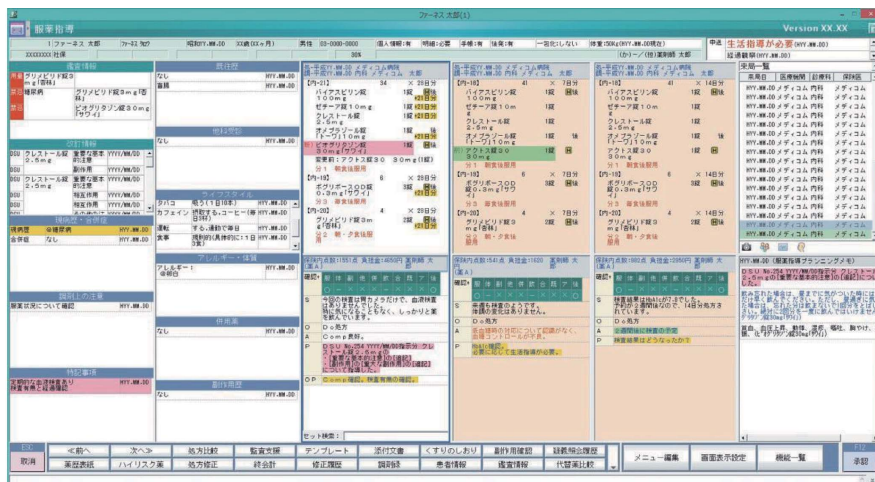


図1 PharnesV-MX（保険薬局用電子薬歴一体型レセプトコンピュータ）の薬歴画面。必要な情報が一目で確認できる

※3 医療機関での診療や処方箋の作成などの医療行為を電子化し、保険請求のためのデータを作成するシステム。日本では、レセプトコンピュータの普及率は高く、診療所で94.8%、病院で99.2%（2019年3月）である。

患者基本情報		RYY_MM_DD		RYY_MM_DD		RYY_MM_DD		RYY_MM_DD	
氏名	性別	生年月日	年齢	住所	電話番号	診療科目	処方科	処方日	処方時間
氏名	性別	生年月日	年齢	住所	電話番号	診療科目	処方科	処方日	処方時間
氏名	性別	生年月日	年齢	住所	電話番号	診療科目	処方科	処方日	処方時間
氏名	性別	生年月日	年齢	住所	電話番号	診療科目	処方科	処方日	処方時間

図2 PharnesV-MX (保険薬局用電子薬歴一体型レセプトコンピュータ)のオンライン資格確認における診療・薬剤情報画面。患者からの同意のもと、電子薬歴で閲覧可能

「冒頭、紙の保管場所の課題を教えてくださいましたが、スキャナーの設置スペース等の問題はありますか。」

薬局の受付自体広くはありませんが、スペース自体は確保されており、いまのところ問題はありません。(図3)が、薬局内は電源やLANケーブルなどの配線がどうしてもゴチャゴチャしてしまっていますので、Wi-Fiなどの無線でスキャナーと接続できるのは嬉しいですね。また無線であればPCと直接ケーブルで接続する必要はなくなるので、スキャナーの配置場所にも融通が利くのは助かると思います。

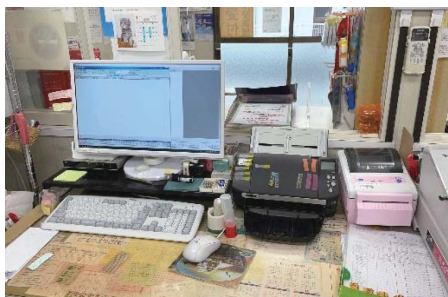


図3 受付に置かれている調剤レセコン (PharnesV-MX) とスキャナー

「現場スタッフが、『Pharnes』などのレセコンをはじめとする薬局系デジタル機器について知見が深まれば、デジタル化は進むでしょうか。」

はい。これは間違いなくそう思います。今は用途ごとにデジタルデータと紙で使い分けていますが、すべてデジタル化できれば、作業はさらに効率化できると考えています。また、検索性や真正性が担保できれば、デジタルデータを原本として保管できるとお聞きしたので保存や移管の手間がなくなることも理解しています。

「薬局系の機器関連の専門的な質問になりますが、レセプトコンピュータに処方箋情報を取り込むあたりスキャナーを活用されている場合、同時に電子薬歴システム側にも処方箋イメージを取り込むニーズはありますか？」

電子薬歴システムのほうから処方箋を参照できるなら、便利だと思います。ただ、当薬局の薬剤師は紙の処方箋を見て調剤しており、また法律対応の観点から薬歴として保管していて、監査に対応するのが目的となっています。特に電子薬歴の場合は、後発品の名前で記載されています。結局、処方箋に記載している一般名称と、実際に処方される後発品の実際の名称とが食い違うので、原本の紙の処方箋を参照する必要があります。電子処方箋の画面より、紙の処方箋で、その薬歴の必要な部分だけを部分をばっと見せたほうが早いというのもデジタル化が進まない理由かもしれません。

「それでは、より効率よくデジタル化を進めるために、薬局系や医療系デジタル機器への入力補助装置も重要と考えていますが、例えば処方箋読取用スキャナー、処方箋AI-OCR等の機器、ソフトの選定方法を教えてください。」

これは、信頼している地元ベンダーからの選定ですね。実は『Pharnes』の導入もそうして決めました。先程も申し上げたとおり、薬局のスタッフにITに詳しいものがないので、ベンダーとの信頼関係をもとに、こちらの希望をお伝えして導入を決定しています。そういう意味では、いつでも親身に相談に乗ってくれるとか、こちらの事情を理解してくれている小回りがきく担当者がいるところを優先してしまいますね。特にアフターサポートがない業者から導入しても、実際に活用していくのが難しくなってしまうので。

電子処方箋の導入について

「ぜひいろいろお尋ねしますが、電子処方箋の導入予定はありますか？」

支店である薬局ポイントタウンでは、オンライン資格確認システムは導入済みです。ただ興居島の本店のほうではようやくネットワークの回線設備が整った段階のため、導入は予定していますが、具体的な日程などは調整中です。ちなみに、マイナン

バーカードを使ったオンライン資格確認システムは3日に1人ぐらゐの割合で使用しています。

—厚生労働省は電子処方箋の運用は1/26から開始予定とのことですが、なにか心配なことはありますか？

実は、HPKIカード^{*4}を申請しているのですが（インタビュー当時）、まだ送られてきていません。このカードがいつ届くかによって、こちらも導入する時期が異なってくると思います。

—電子処方箋の導入後も紙の処方箋の運用も残ると思われますが、電子と紙の運用が混在することについて課題と感ずることはありますか？

電子処方箋については始めてみないと具体的な課題は見えてこないところではありますが、業務自体の作業フローが紙と電子で混在化することは避けられないかなと思っています。そのあたりの実感についてはまだ現場としてあまり掴めていませんが、いずれにしても、最終的には電子化した処方箋に統一して効率化を進めていきたいとは考えています。

—電子処方箋のメリットはどこにあると考えていますか？

一番は不備や過誤を防止できるので、返戻が減るといふのがあります。また薬局としては疑義照会^{*5}が一番のプレッシャーです。例えば広域病院やあまり付き合いのない病院からの問い合わせ対応について関係性がないと疑義照会が厳しいときがあります。それらが電子化されることによってスムーズになり、薬剤師の負担が減ればと考えています。

—逆に電子処方箋の導入で不安はありますか？

電子処方箋のシステム的には処方医の利用しているカルテシステムに通知が行くはずですが、患者さんが急いでいる場合でも、その医師任せとなるので、即時対応してくれるのかどうか不安な点です。

従来は紙（FAX）でやりとりしているの、担当の医師がそのFAX自体を見なくても薬剤部や事務員の方が気づいて届けてくれるのでやりとりは早いのですが、電子でのやり取りの場合、そのような即応性もちゃんと引き継がれているのかが気になります。

—ご認識のとおり、現場での即応性という部分は、電子化することによって、対応が遅くなる医療機関は出てくるかもしれません。

電話やFAXなどは「医師個人ではなく薬剤部や医療事務の方など、その場にいる誰かが対応してくれる」という利点があるのですが、すべて電子化したやりとりの場合、その担当の医師の負担が増えてきて、見落としや即応性が失われるのではないかと感じてしまいます。医師が記載した電子カルテや発行した電

子処方箋を、医療事務の方が勝手に見てよいのかという問題も潜在していると思います。

—これまでは紙の処方箋の裏に調剤録を記録されていたでしょうか？ また薬剤師さんのメモ書きなどされておられたでしょうか？

裏書もしていますし、メモ書きもしています。患者さんへ説明する際など、そのほうがわかりやすく便利で早いう、薬の取り違えもないからです。ただし、その際は必ず鉛筆で書き込みをして、保管前に消しゴムで消す作業があります。FAXなどでできた場合は原本ではないので、そのまま書き込みして利用します。処方箋のコピーを取って書き込む場合もありますが、少し書き込む程度なら、調剤が終わった後に消しゴムで消すほうが圧倒的に楽ですね。

サービスやその他について

—いま現在、薬局に勤務されている方は全部で何人いらっしゃいますか？

本店のほうでは薬剤師が2名、受付事務が2名。支店のほうでは、薬剤師3名、受付事務が4名で、うち調剤助手1名です。

—紙の処方箋を電子で保管するとしたら、業務されている皆さんで電子化の作業をすることになると思いますが、その場合、電子化の代行サービスなどは検討されていますか？ またその際にはどのようなサポートやサービスを期待されますか？

まず、処方箋の枚数があまりにも多く、そのスキニングの作業でかなりの負荷がかかってしまうということになれば、そういったサービスの利用を検討すると思います。ただ当薬局の現状では、全員でスキナーを利用してできる範囲で済んでますので、すぐに電子化代行サービスを利用するといったことは検討していません。話はそれますが、当薬局のスタッフはシュレッダー作業が仕事の息抜きになるようで、スキニング作業もそうなるかもしれません（笑）。

またそういったサービスを利用するコストの部分も懸念があります。

—なるほど。ではコスト的な部分として、いくらぐらいならそういったサービスを利用してもよいとお考えになりますか？

具体的な金額を出すのは難しいですが、そもそも薬局は調剤

※4 [Healthcare Public Key Infrastructure]の略称で、医療関係者が電子処方箋などの医療情報を安全にやり取りするためのICカード。HPKIカードは、医療関係者以外の不正なアクセスや情報の改ざんを防ぐため、セキュリティや電子証明書の機能が備わっており、今般の電子処方箋においては、処方箋を調剤済とする薬剤師は、HPKIカード等を用いた電子署名が求められている。

※5 薬剤師が処方箋の内容について、発行した医師に問い合わせること。具体的には、保険請求書に記載された診療内容や処方内容、診療日時などについて、保険者が確認するために医療機関に問い合わせることを指す。

報酬で収益が大きく左右されます。そのため、赤字状態が続く場合、極力ランニングコストがかかるサービスは持ちたくないというのが本音ではあります。なので、電子化に携わる工数や人件費とサービスコストのバランスによって想定する金額はかわると思いますね。ただ、その業務に大幅な人件費をかけており、より安価で質の良いサービスや機器の導入でそれらが代行できるということであれば、導入を検討するとは思っています。

ちなみに、処方箋の廃棄は有料の業者をお願いしています。処方箋は機密文書扱いですので、一般ゴミより廃棄コストは高くなっています。このあたりは、ランニングコストよりも薬局としては必要不可欠なサービスとして考えています。

在宅医療について

—在宅医療において紙の発生するシーンがあれば教えてください。また薬局側としてその紙をスキャンするニーズはありますか？

興居島の本店ではグループホームの入居の方が近くにいらっしゃるの、在宅診療の機会が多くなっています。その際にヘルパーからの指示をFAX処方箋に書き込みをして調剤をします。患者さんごとに、薬包にどこからどこまで飲む必要があるのか？薬ごとに日付をいれるのか？いれないのか？等、在宅日にとっても細かな依頼をされてきます。というのも、ヘルパーさんが患者さんの代わりにお薬の形状や服薬の方法の依頼をする、すなわち飲ませやすいようにするため、細かい指示があるのです。さらに、それらの指示内容を書いたものは、そのまま保管して次回調剤のときにそれを参考にしますので、紙として必ず残っています。このような過去の指示が残されていないと、在宅特有の継続的かつ適切なお薬の交付や、その服薬管理が難しくなりますね。

—FAXのような紙ですと、見づらかったりしてミスなど発生しないのでしょうか？

印字箇所や文字がかすれていて読めなかったり、先方より記載していただく粉砕が不明瞭だったりすることはありますね。ただ、処方箋については絶対に間違いはありません。これについては、少しでも気がかりな部分があれば、患者さんを担当しておられるグループホームのほうに直接問い合わせできるようにしていますので、その信頼関係も大事ですね。

—その問い合わせの分だけ、業務量が増えてしまっているということでしょうか？

そうですね。処方依頼（処方箋）に対して確認の問い合わせ

をするにしても、当薬局では主に患者さんと直接ではなくグループホームのヘルパーさんとの連絡になります。看護されているヘルパーさんから、例えば高齢の患者さんで「錠剤が飲めなくなったので粉砕調剤への変更依頼」など細かな指示もあります。ただ、ヘルパーさんも薬剤師も「どんな患者さんでも自分の親と思って調剤する」という気持ちで取り組んでいますので、そこは業務量が増えてしまっているというレベルで語るべきではないかなと考えています。

—ありがとうございます。確かに、そのあたりのコミュニケーションの部分は、電子化すればすべて解決するというお話ではないように思いました。

IT/DXIについて

—今後の薬剤師業務のIT化についてはどのようにお考えでしょうか？

まずIT化することで業務全体を省力化できるのであれば、ぜひそこはやりたいと考えています。自動薬剤ピッキング装置やレセコンと連携した散剤・錠剤分包機などは導入したいところです。ただ問題はやはりコストですね。IT化によって業務効率化できることは理解しているのですが、薬局に入れる機器となりますとやはり高コストですから、すんなり導入してIT化というわけにはなかなかいきません。

—医療や薬剤関係のIT情報はどのようにお知りになられていますか？

普段の情報収集は薬学雑誌が主ですが、毎年開催される日本薬剤師会学術大会^{※6}には極力参加するようにしています。特に大会では最先端の医療機器の実物をみて直接説明していただけるので、情報収集という意味ではたいへん助かっています。

—どういふソリューションや機器があれば、業務がより便利になるとお考えですか？

処方箋の入力について、手打ちしている部分を完全に補助してくれる部分があればよいと思っています。ただ、『Pharnes』を導入した際、スキャナーで読み取って認識する機能もありましたが、処方箋上で指示される薬剤と後発品等を考慮して実際に処方する薬剤とが異なることもあり、結局一つ一つの項目のチェックや誤字の修正を考えると、最初から手入力したほうが早いと窓口担当が言うておりました。

あとは、レセコン連携の分包機で、監査機能（処方した薬の

※6 日本薬剤師会が主催する薬剤師や医療関係者などが参加する学術的な大会。薬剤師の専門的な知識や技術の向上、医療や健康に関する情報の共有、薬剤師間の交流・連携の促進などを目的に開催されている。2022年は宮城県、2023年は9月17日に和歌山県での開催が予定されている。

包みのバーコードとレセコンとを突き合わせをしてくれる装置)を持ったものを導入したいですね。いまの業務でネックとなっているのはこの監査です。処方されたとおり分包され、実際にその薬が入っているか、この監査が調剤薬局では重要です。いまは薬剤師が行っていますが、慎重を要する作業でもありますので正確かつ完全自動化が望ましいところです。もちろんいまも機器としては監査機能があるものはあるのですが、導入コストと薬の正確性がそれに見合っていないんですよ。結局、最終的には人間がチェックしないといけないことには変わりはないので。

—電子処方箋が実用化されても、最終的には人間のチェックが必要ということに変わりはないということですね。

電子処方箋についてまとめ

—それでは最後の質問になります。電子処方箋が導入されてそれを使って患者さんとのやりとりが発生すると、それに付随する領収書や請求書なども併せて保存の義務が発生すると思いますが、薬剤師の業務としてそれらはどう思われますか？

医療費控除で患者さんからまとめて領収書をくださいというようなケースがありますから、そういった場面で紐づいているのは便利かもしれません。まだ導入していないので回答はイメージ的ではありますが、電子処方箋がいろいろなデータと紐づいてすぐに検索できるようになるというのは助かります。というのも、たまに返金対応をすることがあるのですが、この業務がかなりの負担であり、そういうときに領収書と処方箋が紐付けられていることで返金する合計金額などもすぐに割り出せたりするのは効率的だと思います。

—なるほど。本日はお忙しい中、取材対応いただきありがとうございました。

取材を終えて(医療市場委員会の所感)

医療市場委員会では、現場である医療機関や薬局への取材等は、コロナの影響もあり長らくやっておらず、約3年ぶりの取材となりました。加えて現構成メンバーにとっては、ほとんどが初めての取材でしたが、事前にお聞きしたい項目を委員会で入念に協議したおかげで、効率よくヒヤリングでき、現場からの多くの学びや発見がありました。

重長薬局様の3店舗のうち、松山沖の離島である興居島の本店と、松山市駅の近隣の市街地にある支店(薬局ポイントタウン)の2カ所のそれぞれの状況を丁寧に教えていただき、同じ系

列の薬局でも立地や環境によってそれぞれ独自の課題があり、それに合わせて真摯に対応されていることがわかりました。電子化、IT化については、地元のベンダー様、薬剤師会、学会と協力・連携して情報収集し、着実に進めておられることが伺えました。特に政府の進めるデータヘルスにおける「オンライン資格確認」や「電子処方箋」の中核システムとなる調剤レセコン「Pharnes」を度々連呼されておられたことから、株式会社エイ・エヌ・システムズ様との信頼関係やそのサポート力も大きいと感じ、委員会で進めている処方箋の電子化をはじめ、薬局DX/IT化を進めるにあたっては、現場の薬局とITベンダーの支えがあって初めて成立するという重要なことがわかりました。

医療市場委員会の中には、さまざまな製品やサービスを提供している会員企業がありますが、さらに委員会メンバーの裾野を広げ、よりよいガイドラインの作成や政策提言などを今後実施していきたいと改めて思いました。

最後に予定時間を延長して、親身なご対応をしていただきました重長薬局、重松薬剤師様に感謝します。

◆取材協力

社名：重長薬局（松山市）
 設立：平成8年6月
 資本金：3,000千円
 従業員数：20名（内薬剤師8名、登録販売員5名）
<https://shigenaga-p.co.jp/>

店舗・事務所

重長薬局 本店

住所：愛媛県松山市由良町1153-3
 電話：089-961-2511 ファックス：089-961-2512

薬局ポイントタウン

住所：愛媛県松山市湊町6丁目2-4重長ビル1階
 電話：089-987-7745 ファックス：089-987-7746

ドラッグ・ポイントタウン

住所：愛媛県松山市湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋7階
 電話：089-948-2472 ファックス：089-948-2472

事務所

住所：愛媛県松山市湊町6丁目2-4重長ビル2階
 電話 & ファックス：089-997-7704



インボイス制度における適格請求書の取扱いに関するアンケート

PDFと電子メールによる電子化が主流（70%）

自動化による、事務処理負担軽減が課題

一般社団法人デジタルトラスト協議会（JDTF）と公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の協賛で、インボイス制度実施に伴って進められている適格請求書発行事業者登録制度について、アンケート調査を実施しました。

正確な消費税徴収を目的に、2023年10月より実施されるインボイス制度（適格請求書保存方式）は、仕入税額控除には、国税庁に登録された適格請求書発行事業者から発行されたことを示す適格請求書がエビデンスとして必要となります。

本アンケートでは、インボイス制度開始にあたり適格請求書の安全な普及を目指して、市場における請求書発行・受領業務の課題を洗い出すことを目的に実施しました。

結果から判明した実態と、背景にある要因を以下に整理しました。

全般)

- ・回答企業の8割超が適格請求書発行事業者として登録済。
- ・新たな制度により業務の見直しが発生し業務負担増との認識。

受信側として)

- ・請求書の電子データによる発行は、取引先に任せ要求はしない。
- ・半数以上が請求書の紙文化が残ることを懸念。
- ・角印の確認業務は4割の事業者で実施している：社内コンプライアンスが要因。
- ・適格請求書の発行を求める事業者が6割以上。
- ・適格請求書によって発生する登録番号の確認が懸念事項。

発出側として)

- ・根強く残る紙による請求書発行：相手方が電子で処理できないことを想定している模様。
- ・紙は郵送、電子データはPDFでメール送信：既存の業務フローの踏襲。
- ・角印による発出元証明（角印を押している企業は76%）。
- ・65%の事業者が制度開始までに電子化を予定している。
- ・従来の業務フローと新たに発生する処理の混在が懸念事項。

【アンケート調査概要】

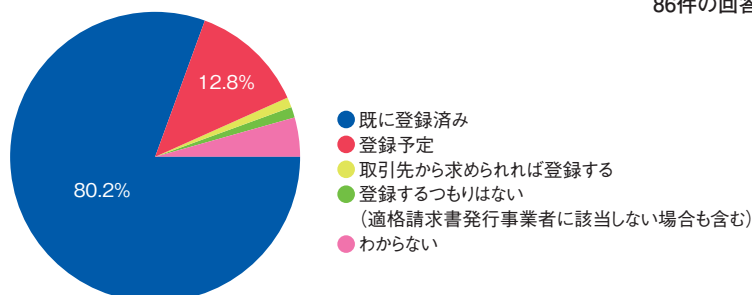
1. 調査主催：JIIMA電子取引委員会、JDTF eシール検討委員会
2. 調査対象：JIIMAおよびJDTF会員企業、団体、メールマガジン登録者の経理担当部門
3. 調査期間：2023年1月10日～2月28日
4. 調査方法：オンライン上でのアンケート調査
5. 回答数：86件
6. 調査内容：インボイス制度における適格請求書の取り扱いについて 等
7. プロファイル
株式上場：プライム市場11.6%、スタンダード市場上場3.5%、グロース市場上場1.2%、非上場83.7%
連結売上高：1,000億円以上14%、500億円～1,000億円7%、100億円～500億円17.4%、100億円未満61.6%

Q. あなたの企業は適格請求書の発行事業者登録をしますか？

86件の回答

回答企業の8割以上が適格請求書発行事業者として登録済み

インボイス制度の施行まで1年を切っており、発行事業者として既に登録済みが80.2%という結果でした。更に登録予定の企業が12.8%であることから93%の企業では登録に関するアクションを起こすという結果でした。



Q. 適格請求書発行事業者登録制度について、ご意見があれば自由にお書きください。(n=29)

前問の適格請求書発行事業者登録状況の回答に合わせて振り分けを行っています。また回答内容を、「太字：インボイス制度実施に対してポジティブな意見」、「斜体：インボイス制度実施に対してネガティブな意見」、「下線：インボイス制度実施に対する要望」とし、更に売上規模ごとに「1,000億以上：A」、「500-1,000億：B」、「100-500億：C」、「100億以下：D」と整理をしました。

<回答から一部抜粋>

登録済：80.2%

売上
規模

意 見

- A **税の公平な納付の観点から有効**。制度開始まで税制大綱に出ているもの以外の特例は設定しないで欲しい。社員に徹底できない。
- A 登録番号のデータについて、国税庁からダウンロードができれば有難い。
- A **益税をなくすこと、かかった消費税のみ仕入税額控除できることは制度上、理にかなっていると思う**。かなり制度が難しいため、専門知識がないと難しいと感じる。
- B **免税事業者分を仕入税額控除できないのは痛い**。
- B 相手が登録事業者か確認するために直接連絡する必要があるのがとても煩わしいので、そのような事をしなくても良い仕組みを作るべき。
- C **取引先(特に個人にちかい事業者)との折衝に難あり**。
- C **手間が増えるだけの制度です**。「請求書単位」という、紙を前提の制度設計も時代とDX化に逆行しており、理解に苦しみます。
- C **デジタル明細について明文化されたQ&Aが少ないため、要件を固めるのに苦勞している**。
- D **2割・少額特例や少額な返還インボイスの交付義務免除等見直しがされるが、システム開発会社としてはもっと早く決めてもらわないと混乱する**。
- D **手間と費用の両方が掛かり、できれば無い方がいい**。
- D **制度趣旨は理解できるが、適格請求書登録番号の照合作業など事務負担が大きい**。
- D **業務負荷を考えると日本全体のメリットが薄い気がしております**。
- D **事務作業の負担が大きすぎる**。
- D **事業者登録制度については、既にスタートしており、メリットも明確であるため、登録は進むものと考えられる**。この制度より、**インボイスの電子化とその際の要件が重要と考えている**。
- D **業務が煩雑になり、効率性が落ちる**。
- D **何に対して発行していいのかがわからない**。
- D **特になし、手続きは簡単だった**。e-TaxなどWebからの手続きができれば尚よかった。
- D **適格請求書発行事業者ではない事業者は淘汰されるでしょう**。
- D **取引先から受け取った請求書が適格請求書の要件を満たさない場合に、弊社が仕入税額控除を受けるためには請求書の訂正再発行を依頼することになるかと思いますが、事務負担の増大を懸念しております**。
- D **ヘルスケア製品のメーカーです**。
商慣習上返品ポリシーがなくいつでも返品がOKであったり、またリベートや値引が頻繁に発生するため、売上からの控除(相殺)が多いのですが、それらはすべて適格返還請求書の対象となるため、得意先と適格返還請求書の発行主体の取り決めなどに非常に時間を費やしています。**趣旨は賛同するのですが、もう少しなんとかならないか…**と思っています。
- D **弊社において事務処理が煩雑になり業務が増えることは絶対に避けたい**。
- D **要件がわかりにくいのに要件を満たさないと控除が受けられないのは理不尽**。

登録予定：12.8%

- D **登録事業者が取消になった場合、事業年度単位での取消となっていると思うが、Q&Aにもでておらず、具体的な対応方法について(取消前に発生した取引については、取消後も適格請求書の発行が可能等)明示してほしい**。

登録するつもりはない：1.2%

- D **廃止すべき**。免税事業者にとっては、**手間がかかり、かつ、10%増税になる**。

わからない：4.7%

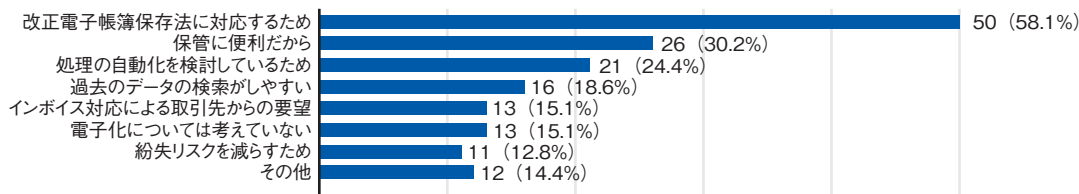
- D 消費納税を公平・公正に行うためには適切な法令だと思いますが、中小レベルまで浸透させるには取引書類・データの電子化・自動化も不可欠で、低コストで実装できる仕組みが必要です。そのために「政治」「行政」「民間」が連携した取り組みが必要です。

新たな制度により業務の見直しが発生

適格請求書になることで、「適格請求書登録番号の照合作業など事務負担が大きい」、「事務作業の負担が大きい」、「業務が煩雑になる」などといったコメントがありますが、これまでなかった適格請求書発行事業者登録番号の照合作業は純粋な作業追加になることから、この作業の簡易化や自動化は求められるべき課題であると考えられます。

この課題解決には、総務省主催の「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」において整理された、「電子文書等の発行元の組織等を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み」である e シールの活用^{*1}が有効であると考えられます。

Q. 請求書を電子化する理由はなんですか？（本アンケートでは、スキャナ保存による電子化は対象としておりません。）（n=86）



改正電子帳簿保存法への対応が電子化への潮流となるか

「改正電子帳簿保存法に対応するため」への回答が58.1%となっており、2024年1月からの改正電子帳簿保存法の完全施行を受けて、電子化への移行は加速していくものと考えられます。次いで回答の多かった「保管に便利だから」が30.2%、「処理の自動化を検討しているから」が24.4%、「過去のデータの検索がしやすいから」が18.6%と続いています。これらは電子化のメリットをより享受するための対応と推測できます。

受領する側の視点での質問

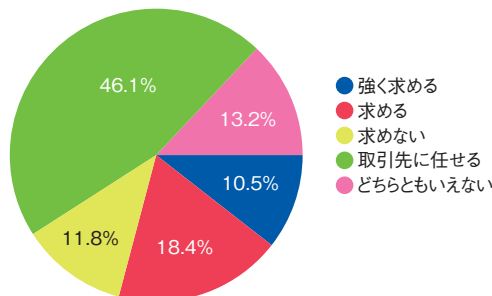
（以下の質問は請求書受領側の視点で回答可能な選択をいただいた76件が対象です。）

Q. 取引先へ請求書の電子発行を求めますか？（n=76）

請求書の電子発行は任意対応が主流

電子発行については「取引先に任せる」の回答が46.1%で最も多かった。次いで18.4%で「求める」という順番であった。「強く求める」は10.5%と一番低い回答であった。

あくまでも請求書の電子発行は取引先へ強制ではなく、任意発行がメインとなることからインボイス制度の施行後しばらくの間は、これまでの紙による請求書授受も方法として残っていくと考えられます。



*1 「eシールに係る指針」https://www.soumu.go.jp/main_content/000756907.pdf

「電子発行を求めるか」という問いに対する回答理由（自由記載）を、以下に記載します。（n=48）

<回答から一部抜粋>

取引先に任せる：46.1%

売上規模	理由
A	電子発行されても現状ではメール・PDFで受信するか、個別のWebにアクセスしてPDFを受領するかということで人手を介して受け取り処理をしており、紙で受領してスキャンすることと比べて負荷が大きく低いとは言えない。また、受け取り後の処理について電子データをそのまま利用するシステムは現時点でないため、スキャンPDFを人が見て経理処理することと完全に同一である。以上から、現時点においては当社から積極的に取引先に電子発行を求めるものではなく、自然体で対応していくものと考えている。
A	制度上必須なわけではないため。
B	どちらでも処理は可能なため。
B	社内処理体制が整っていない為。
B	強要はできない。
C	経費支払い等は各社仕組みが違うため強制できない。
C	社内体制が確立していない為。
C	相対取引において、先方事情を考慮しなければならないから。
C	多種多様な取引先があり、一部の取引先に請求書の電子発行を求めても、事務軽減にはならないため。
D	取引先によって電子発行の足並みそろわないし、対応できない取引先もある。
D	取引先事情も含め一律で対応できないから。
D	いずれにしても紙で作業をするため。
D	相手の都合があるため。こちらの希望を強要する権利はない。
D	相手の都合があります。
D	こちらが決めることではない。
D	弊社では電子化に消極的だから。
D	電子でも紙でも保存が可能なので、特に求めている。
D	取引先の会社の方が、システム優位であるため。

求める：18.4%

- A 素早く受領できる。
- B 社内処理をペーパーレス化しているため。
- C 電子帳簿保存法に対応するため。
- C 請求情報をデータ化し易いため。
- C 電子データ保存を原則とする為（スキャナ保存の手間を省く為）。
- C 受取業務の負担を軽減するため。
- D デジタル化への対応。
- D 事務の効率化。
- D 経費計上。
- D 小規模企業のため、取引先へ要望を言いつらいが、できればペーパーレス化したい。
- D 消費税法の義務。

どちらともいえない：13.2%

- A どちらも対応できるように業務で準備している。大口は電子化、自動化している。
- A 相手の事情があるのでケースバイケースと考える。
- C 受入れ態勢が整っていない。
- D まだ何をどうしていいのかがわからないから。いずれにしても電子化は進むと思う。
- D 紙と電子の両方で受領。取引先の仕組みに任せている。テレワークが進む中、個人的には電子データで受領できると便利のため、いずれはそうなることを期待している。

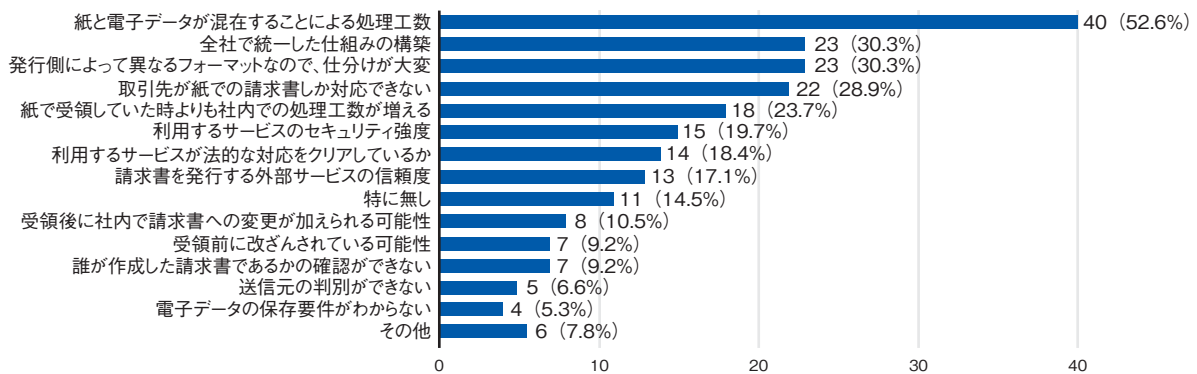
求めない：11.8%

- C すべての取引先が電子化されるわけではなく、システム対応も費用がかかる。現行では紙で貰った方がメリットがある。
- C 電子取引データの場合、電帳法対応の必要があるため。主に紙の請求書がメインのため。
- D 取引先が小規模だから。
- D 現行のままで十分対応できるため。
- D 電子の保存が面倒で、紙でどうしても来る企業がある為管理先が複数存在することになり、確認を確認するのに紙かデータを確認したうえで保管先を見に行くので、管理が非常に面倒。
- D 取引先毎にシステムが異なると処理が煩雑になるため。

強く求める：10.5%

- D テレワークの環境ですべての業務を実施できるようにするため。
- D 紙はかさばり、管理が面倒なので。また、再発行を依頼する際も受領するのに日数がかかるため、電子データで授受するのが最もコストが安い。
- D 電子化、標準化を進めるため。
- D ビジネスプロセス全体のデジタル完結を進めるため。
- D テレワークを推進しており、書類の受け取りのためだけの出社をなくすため。
- D 現状、請求書は紙での受領が多いため、紙を前提とした業務フローを構築せざるを得なくなっている。電子データが主となれば紙書類をイレギュラー案件として取り扱うことができ、電子データを前提とした業務フローを構築するうえで現場への説得が楽になる。

Q. 請求書を電子データで受領するにあたり、懸念していることはなんですか？ (n=76)



その他の懸念事項として以下の記載がありました。

売上
規模

意見

- A 紙と電子データが混在することによる処理工数;
(1) 受けて、ある程度自動処理しないと意味がないので、そのためのシステム対応。(2) 現状は紙・PDFのフォーマットを人が見て、確かにその会社から発行されたものだろう・金額は真正であろう、ということで処理しているが、そうしたことに對して何をどこまで確認しなければならないかという法制度や世の中の標準がどうなるのか。(3) 請求書処理の自動化として、個社の経理業務としては人間が処理する部分が必要残るだろうと思われる。そしてそれがもともと業務の大半を占めており、請求書を受け取ってそれが真正なものかを見て金額等を社内システムにキーインするのはわずかな業務占率と思われる。以上を踏まえ、全体の効率化はなく電子データの受領に対応するために多額の投資が必要となるのではないかと(そしてそれは進まないのではないかと)。
- B システムトラブル時の対応。
- C 買入明細にペボルが対応していない。
- C 対応システムの導入。
- D 電子帳簿保存法に対応した規程の整備と運用。

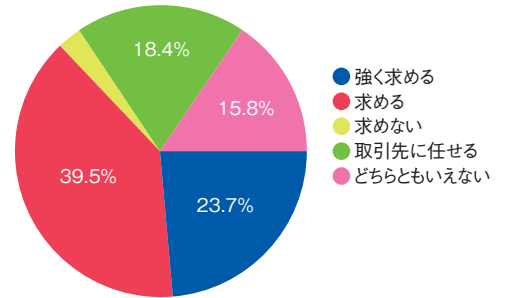
半数以上が請求書の紙文化が残ることを懸念

「紙と電子データが混在することによる処理工数」が52.6%と半数以上が選択をしています。やはり紙はまだ残ると想定しており、全ての請求書が電子に切り替わらないと処理が煩雑になることが懸念されていると思われます。「全社で統一した仕組みの構築」と「発行側によって異なるフォーマットなので、仕分けが大変」が30.3%の同数で次に多い回答でした。更に「取引先が紙での請求書しか対応できない」が28.9%の回答率でした。取引先が紙による対応しかできないということで、そこに合わせることで、最多の回答であった紙と電子データの混在が発生するため処理や管理にかかるコスト増が避けられなくなることを懸念しているものと思われます。

Q. 請求書を受領する際に、取引先に適格請求書の発行を求めますか？ (n=76)

適格請求書の発行を求める事業者が6割以上

取引先に対して適格請求書の発行を「強く求める」を選択した事業者が23.7%、「求める」と選択した事業者が39.5%で、63.2%の事業者が適格請求書の発行を希望しているという結果になりました。自社の仕入れ税額控除対応が目的のため、このような結果になったと考えられます。



「取引先に適格請求書の発行を求めるか」という問いに対する回答理由（自由記載）を、以下に記載します。(n=46)

<回答から一部抜粋>

求める：40%

売上規模

意見

- A 適格請求書発行事業者からの仕入以外は、仕入税額控除が段階的にできなくなるため。
- B 仕入税額控除の対象とするため。
- C 経費等の場合都度つどの取引のため、仕入控除するために必要。
- C 仕入税額控除を受けるため。利益減少につながるため。
- C 取引先が適格請求書等発行事業者であれば発行義務がある為。
- C インボイス情報となるため。
- D 弊社がインボイス制度の対象のため。
- D 登録業者でない場合は、処理が複雑かつコスト増。
- D 弊社においてはほぼ100%課税事業者との取引であるため。
- D 税金の負担増。
- D 簡易課税制度を採用する予定のため。
- D 消費税法の義務。
- D 仕入税額控除ができなくなるため。
- D 消費税負担増を防ぐため。
- D 仕入税額控除のため。
- D 控除が受けられなくなるため。
- D CSRの観点から。

強く求める：24%

- A 当部門の場合、BtoB取引しか基本的になく、個人事業主等との取引はないため。(会社全体としては「求める」ということになるかと思います)
- B 消費税控除の問題が有る為。
- B 仕入税控除ができないため。

- C 仕入税額控除を行うため。
- C 免税事業者以外は必須。
- D 余計な税負担を回避するため。
- D 免税事業者以外であれば発行は必須なので当然ながら強く求めることになります。
- D 消費税の仕入税額控除ができなくなるため。
- D 税額控除。
- D 仕入れ税額控除を可能にするため。
- D 仕入税額控除を適用するため。

取引先に任せる：17.3%

- A 強く求めると、下請法に抵触するから。
- C それぞれが法制度に則って処理をすればよいと思う。
- D 簡易課税のため。
- D 求めるべきだと考えるが、弊社経理部にその意思がない。
- D 取引先事情も含め一律で対応ができないから。
- D 私自身が免税業者なため、現状では必要性を感じていない。
- D 個人事業主の取引先に事務処理の負荷を掛けたくないため。

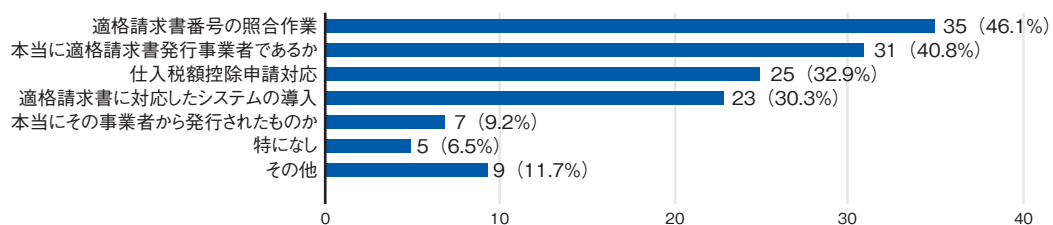
どちらともいえない：16%

- A 本部の対応は不明。基本的には求めると思われる。
- B 強要はできない。
- B 免税事業者に発行を求めることはできない。課税事業者であれば求める。
- C 請求書の要件を満たすことについては、取引先に対して要望する。
- C 発行事業者であれば当然求めるが、すべての取引先が発行事業者ではないので。
- D 実際（23年10月）に始まってみないとわからない。
- D いずれ必要になるだろうが今はよくわかっていない
- D 質問からずれているかもしれないが、簡易課税事業者の為、納税額がみなし計算で算出しているから

求めない

- D 事前に国税庁のサイトで確認する。
- D 相手による。

Q. 請求書を「適格請求書」として受領した場合の懸念事項はなんですか？ (n=76)



適格請求書によって発生する登録番号の確認

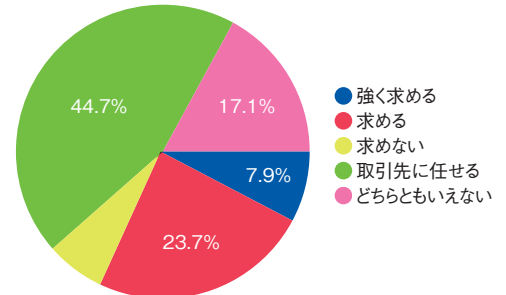
適格請求書受領による懸念事項としては、「適格請求書番号の照合作業」が46.1%で最も多く選択されました。適格請求書には適格請求書発行事業者登録番号を記載する必要があり、この番号の確認は国税庁のサイトで検索することができますが、記載されている登録番号が正しいか否かを国税庁のサイトや自社のデータベースと照合する作業が新たに発生することを懸念していると考えられます。次に多かったのが、「本当に適格請求書発行事業者であるか」が40.8%選択されていました。登録番号の照合や発行事業者の確認は、適格請求書の運用開始に伴い新たに発生する作業であることから懸念の上位になったと想定されます。

この2つの懸念事項については、eシールを活用することで適格請求書の発出元確認と国税庁のデータベースとの自動照合を行うことができるため、解決策の1つとして価値があると考えられます。

Q. 適格請求書を受領する場合、電子データでの発行を求めますか？ (n=76)

適格請求書の電子発行は任意対応が主流となるか

受領者となる際の相手方への電子発行については、「取引先に任せる」が44.7%と最も多かった。電子発行を「求める」が23.7%、「強く求める」が7.9%という結果であり、相手方へ電子発行を求める事業者は31.6%と「取引先に任せる」と選択した事業者には及ばなかった。自社の処理の都合による強制は行えないため、施行当初は相手方の現状に合わせ、時間経過とともに電子発行に移行されていくと想定しているのではないかと伺えます。



「取引先に適格請求書の電子発行を求めるか」という問いに対する回答理由（自由記載）を、以下に記載します。(n=37)

<回答から一部抜粋>

取引先に任せる：44%

売上
規模

意見

- A 電子での請求書が必須ではない。
- B 強要はできない。
- B どちらでも処理が可能のため。
- C 強制はできないため、あくまでも協力要請をおねがいするのみ。
- C 会計処理の定着に応じて、対応する。
- D 取引先によって電子発行の足並みそろわないし、対応できない取引先もある。
- D **求めるべきだと考える。**
- D 取引先事情も含め一律で対応ができないから。
- D 相手の都合があるため。こちらの希望を強要する権利はない。
- D 相手があることだから。
- D こちら決めるべきものではない。
- D どちらにしても確認項目は変わらない。
- D 取引先が大手から個人事業主まで様々であるため一律に求められない。

求める：24%

- B 社内処理をペーパーレス化しているため。
- B 請求書の受取り方は、紙とメール（電子？）しかなく電子インボイスは何か進展が無いように感じるため。
- C **請求データを電子化しやすい為。**
- C 電子データ保存を原則とする為（スキャナ保存の手間を省く為）。
- C 仕入先での電子データ発行ができない懸念があるため。
- D **事務の効率化。**
- D 小規模企業のため、取引先へ要望を言いづらいが、できればペーパーレス化したい。
- D **将来の管理。**
- D **転記等の作業を削減。**
- D **事業性チェックが楽になるため。**
- D **CSRの観点から。**

どちらともいえない：17.3%

- C 現行では紙で貰った方がメリットがある。
- C 買入明細をペポルでも対応できるようにJIIMAに頑張ってほしい。
- D 実際（23年10月）に始まってみないとわからない。
- D よくわからない。
- D 電子化に消極的。

強く求める：8%

- D テレワークの環境ですべての業務を実施できるようにするため。
- D 番号をもとにすぐに確認ができる。
- D ビジネスプロセス全体のデジタル完結を進めるため。
- D テレワーク推進のため。

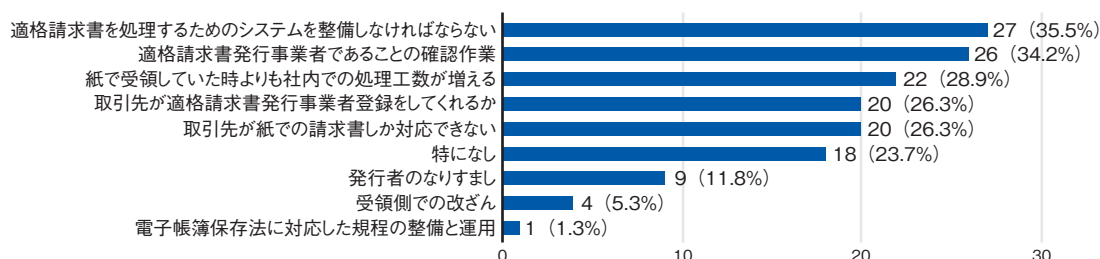
求めない

- C 電子帳簿保存法の対応があるため。
- D 現行のままで十分対応できるため。
- D 請求書の電子発行を求めるかの質問に関する回答と同じです。

「求めない」の回答の中に、「電子帳簿保存法対応があるため」とありますが、これは電子では受け取りたくないとの懸念があると伺えます。インボイス制度は電子帳簿保存法の対象ではない消費税法ではありますが、請求書の保存は、法人税法における国税関係書類に該当するため電子の場合は、電子の状態での保存が義務付けられることになります。

「求める」や「強く求める」の回答としては、電子で受け取ることで出社せずとも処理が可能となり、効率化やリモートワークにつながると考えられています。

Q. “適格請求書”を電子データで受領するにあたり、懸念していることはなんでしょうか？（n=76）



受け取るための仕組みの整備も検討

「適格請求書を処理するためのシステムを整備しなければならない」が35.5%選択されました。発行側だけでなく受領側も自動処理することを考え、受領用のシステムや振り込みなどを行うための後続のシステムとの連携などの開発まで検討している事業者が多くいることが伺えます。適格請求書の運用開始に伴い、新たに発生する作業である「適格請求書発行事業者であることの確認作業」が34.2%に選択され2番目に多く、電子データの場合、適格請求書であることの検証対応が懸念事項となっていることが伺えます。

この懸念事項は、適格請求書の発出元を確実に確認でき、国税庁のデータベースと自動で照合できることが解決につながると考え、これを解決する1つの方法としてe シールの活用があげられます。

Q. 適格請求書に記載されている登録番号を国税庁のサイトで確認する頻度はどの程度を想定していますか？ (n=76)

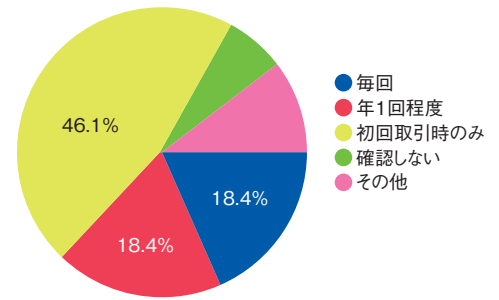
登録番号の確認頻度は最低限の対応

適格請求書発行事業者登録番号の確認は46.1%の事業者が「初回取引時のみ」と考えており、18.4%の事業者が「年1回程度」の確認を考えているようです。

これは確認作業を目視で実施することを想定しているための業務増を懸念していると推測します。自動で確認できる仕組みが提供されれば、都度確認を行う受領者側の負担軽減につながり、安心・安全のため利用されることが期待できます。

国税庁においてデータベース登録抹消をリアルタイムで通知する業務は無いと推測できますので、都度確認ができる仕組みは今後求められるものと推測します。

「初回取引時のみ」や「年1回程度」ですと、確認後何らかの理由により適格請求書発行事業者としての登録が削除された場合に気づかない可能性があります。このアンケートでは未確認です。



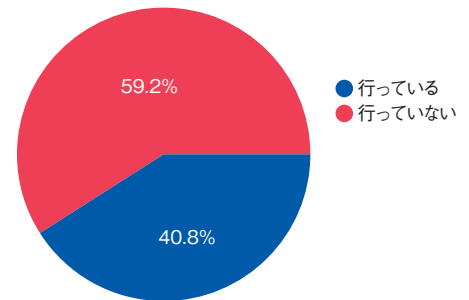
Q. これまで請求書を受領した際に、角印（社印）の確認を行っていましたか？ (n=76)

角印の確認業務は4割の事業者で実施

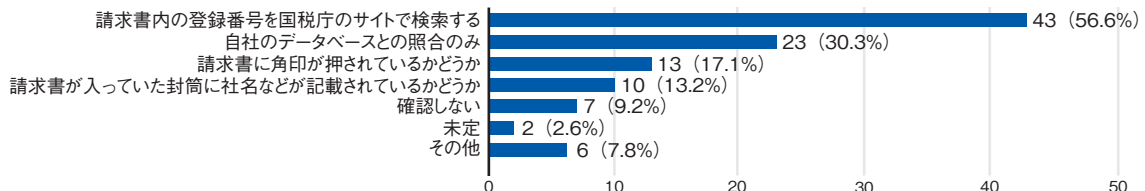
40.8%の事業者が角印の確認を「行っている」と選択、59.2%の事業者が「行っていない」と選択しました。

企業によっては請求書に角印（社印）が押されていることは、社内の正式なフローを経由して発行されていると捉えていると考えます。この押印の文化は、なりすましや社内での不正防止を目的に各事業部門に要請しているものであり、単なる商習慣ではないと考え、4割の事業者では確認を行っているという結果でした。このような事業者では、角印のない請求書については処理を行うことができず、再発行を求めるケースもあると推測します。

角印に限らず、発信側のなんらかのマーキングがされていることは、権限を持つ人の承認のもと作成された書類であることを期待できるので、受信側社内のコンプライアンスのための内部統制手段として規定されている確認業務であり、電子データによる効率化が図れる領域であると考えられます。



Q. 紙で適格請求書を受領した場合、適格性の確認はどのように行いますか？ (n=76)

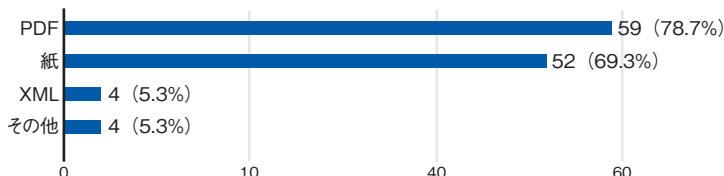


国税庁のサイトで適格性は確認する

「請求書内の登録番号を国税庁のサイトで検索する」が56.6%で半数以上の事業者が実施する方法として選択しています。国税庁のサイトをベースレジストリとして活用することを想定していると考えられます。

■ 発信側の視点での質問

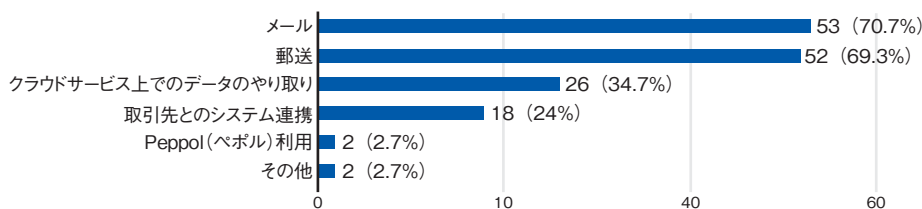
Q. 適格請求書を送る場合、どのような形式での送付を検討していますか？ (n=75)



根強く残る紙による請求書発行

PDFで請求書を送る事業者は78.7%、紙で請求書を送る事業者が69.3%であった。PDFと紙の両方にチェックをしている事業者は43%でした。電子化への移行期で、相手方が電子で処理できるようであればPDFで送付し、紙でないと処理できないという場合には請求書を紙で発行するという背景があると考えられます。一方でテレワークやリモートワークの普及によって出社して仕事をすることが必須ではなくなってきたことや、電子的な請求書の授受により無駄な時間の削減になることから電子化への移行は今後の検討課題になると考えます。

Q. 適格請求書はどのような方法で送りますか？ (n=75)



その他の意見を以下に整理しました。

- 売上規模 意見
- C 将来的にはPeppolを利用したい
 - D 社内郵便
 - D 手渡し

郵送とメールが送付の主流

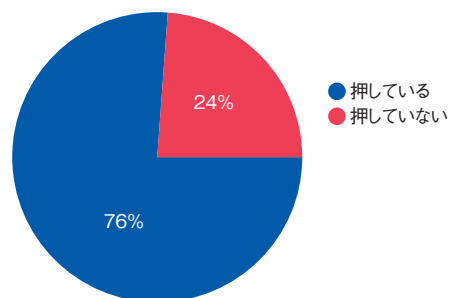
送付の方法としては「郵送」が69.3%、「メール」が70.7%とこれまでも多用されてきた方法が、しばらくは今後の主流になると考えられます。PDFとメールの組み合わせによる送付の方法では、信頼性に懸念があり、請求書の発出元の確認という点の解消は今後の検討課題になると考えられます。

一方でインボイス制度の開始に伴い新たに構築された「Peppol(ペポル)利用」については、2.7%の事業者が選択をしました。請求書の発行から支払いまでを自動化することを統一した仕組みでシステム連携を行うことは、将来的には利用が増加すると推測します。

Q. 請求書発行の際に角印(社印)を押していますか？ (n=75)

角印による発出元証明

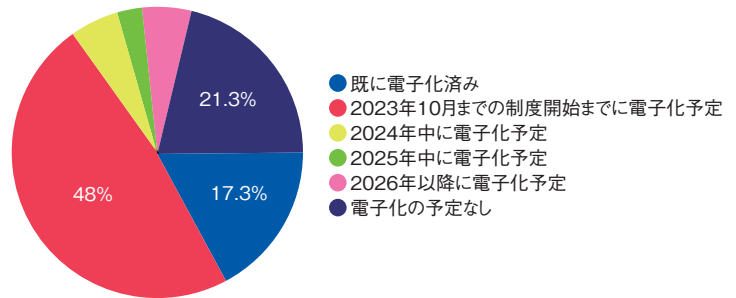
角印を押している企業は76%と押していない企業に比べ圧倒的に多く存在します。多くの企業では、コンプライアンスのため内部統制として、発出元証明という役割に加え、請求書の改ざん・ねつ造を防ぎ、社内の権限を有する人の承認を経た書類であることを示すため押印フローは規定されており、このフローを経なければ請求書を送ることができない仕組みとなっていると考えられます。



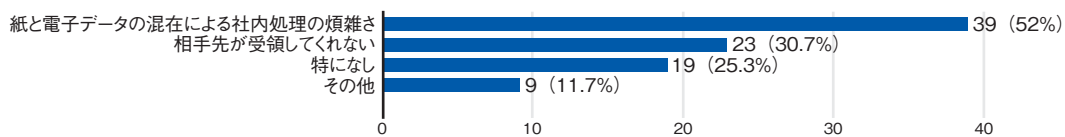
Q. 適格請求書の発行に際して電子化の準備はしていますか？ (n=75)

65%の事業者が開始までに電子化を予定

「既に電子化済み」17.3%、「2023年10月までの制度開始までに電子化予定」48%と、実に65%以上の事業者が請求書発行に関して何かしらの電子化を終えて制度開始を迎えることになりそうです。



Q. 請求書を電子データで発行する場合の懸念事項があればお答えください。(n=75)



その他の懸念事項を下記に整理しました。

売上規模

その他の懸念事項

- C 得意先から買入明細を受領しているのでペポルに対応して得意先からもらいたい。
- C 特になし;営業部門、得意先の要望に応じて検討。
- C オペレーション変更による送付漏れ。
- D コスト。
- D 大半が親会社及び兄弟会社間取引のため、先方次第。
- D 現在社内の販売管理システムの入替を検討しており、どのような報告になるかは未知数。
- D まだ必用なのかわからないので、その時にならないと。
- D 相手先が受領したかどうかの判断。
- D 対応準備中。

従来のやり方と今後のやり方による処理の混在が懸念

多くの事業者ではこれまで請求書は紙による授受、処理を行っていました。インボイス制度の施行に伴い電子化された請求書へ移行を行っていくことを検討している事業者も少なくないことは前述の設問と回答でも明らかになっています。本設問の回答として最も多かった回答としては「紙と電子データの混在による社内処理の煩雑さ」が52%選択されていました。適格請求書の送付方法の設問では、紙と郵送の組み合わせが69.3%の事業者が選択していることから、しばらくは紙の処理が必要となることが考えられます。まずはこの点についての電子化推進を啓発する必要があると考えます。紙による請求書の授受、保存には作業と郵送に費用と時間を要するため、電子化への移行は送付側、受領側どちらにとってもメリットが生まれると考えます。



インド行政DXの潮流



(株) 第一生命経済研究所 主席研究員

かしわむら たすく
柏村 祐

1. インドで進む行政のオンライン化

インドにおける行政サービスのオンライン化が進んでいる。その要因として、網羅的に幅広い分野をカバーする行政サービスメニューの充実と、オンラインで行政手続きを行う上で必要不可欠となる本人識別番号（アドhaar）の仕組みが国民に浸透していることが挙げられる。本稿では、本人識別番号（アドhaar）の実態を確認しつつ、デジタル化が進むインドの行政サービスサイト「国家政府サービスポータル」について解説する。

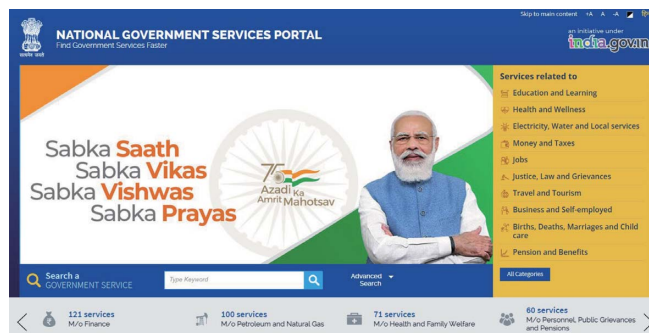


図1 「国家政府サービスポータル」のトップページ
資料：NGSPHPより「<https://services.india.gov.in/>」

2. 「国家政府サービスポータル」とは

インドにおいては、州、地区、地方レベルの多くの政府機関が、市民の生活をよりシンプルにし、透明性と効率性を高めた行政サービスを提供している。それぞれの政府機関が提供する

行政サービスは、個別にWebサイトを通じて国民に提供されている。「国家政府サービスポータル」（図1）の目的は、1つのプラットフォームに政府機関が提供するオンラインサービスを集約し、提供する行政サービスの分類をわかりやすく表示することにある。これにより国民は自分が受けたい行政サービスをすば

表1 「国家政府サービスポータル」に展開される行政サービスの大分類と中分類

大分類	中分類
教育と学習	徒弟制度とトレーニング、教育訓練助成金、国際教育、留学生、学校向けのリソース、学生向けのリソース、奨学金と学生金融、スクーリング、大学および高等教育
健康とウェルネス	子どもの健康と予防接種、病気と状態、医療提供者とアクセス健康増進、医薬品、ワクチン、健康製品、職場の健康と安全
電気、水道、地域サービス	電気、住宅と財産、ローカル サービス、LPガス、水
お金と税金	銀行と保険、金融規制、所得税、投資、その他の税金、個人融資
ジョブ	採用情報、従業員、雇用主、雇用交換と仕事、退職、労働条件、健康と安全
正義、法、苦情	裁判所、量刑および法廷、オンラインの安全性、刑務所、犯罪の報告、あなたの権利と法律
旅行と観光	税関と検疫、大使館と領事館、インドの観光、海外旅行
ビジネスと自営業	閉鎖、従業員管理、輸入と輸出、ライセンス、手数料、商標および著作権、商品・サービスの販売、セットアップ、廃棄物と環境への影響
出生、死亡、結婚、育児	証明書、登録事務所、名前または性別の変更、子供手当、出産、子育て、養子縁組、結婚と離婚
年金と福利厚生	福利厚生、助成金、補助金、家族、移民 難民と訪問者、年金、障害者、高齢者、学生
輸送とインフラ	航空、インフラストラクチャー、海事、公共交通機関と自家用車、鉄道、登録とライセンス、道路と道路輸送
市民権、ビザ、パスポート	市民権とインドでの生活、海外在住、パスポート、海外旅行
農業、農村、環境	気候変動、環境管理と保護、農業、釣り、土地と水資源、汚染と廃棄物管理、農村サービス、天気、野生生物と生物多様性
科学、IT、コミュニケーション	—
青少年・スポーツ・文化	—

資料：NGSPHPより「<https://services.india.gov.in/category/listing?ln=en>」より筆者作成

やく検索し利用できる。

行政サービスをポータル化する「国家政府サービスポータル」だが、どのような行政サービスが提供されているのだろうか。実際筆者は「国家政府サービスポータル」を操作し内容を確認してみたが、カバーする行政サービスの範囲の広さが印象に残った。2022年12月上旬時点で政府機関が提供する行政サービス数は13,349件となっている^{※1}。これらは、「教育と学習」、「健康とウェルネス」、「電気、水道、地域サービス」、「お金と税金」、「ジョブ」、「正義、法、苦情」、「旅行と観光」、「ビジネスと自営業」、「出生、死亡、結婚、育児」、「年金と福利厚生」、「輸送とインフラ」、「市民権、ビザ、パスポート」、「農業、農村、環境」、「科学、IT、コミュニケーション」、「青少年・スポーツ・文化」の15種類に大分類される。それぞれの大分類には中分類が設定され、国民生活に欠かせない行政サービスがわかりやすく分類されている(表1)。仮に、この国家政府サービスポータルに掲載されていない行政サービスが存在する場合、インド国民は、ポータルサイトを通じてその存在を報告できる。

るメニューの中から人気のあるサービス事例として、医療オンラインサービス、免許証オンラインサービスについて、どのような使われ方をしているのかを確認してみた。

まず、医療オンラインサービスの1つとして「健康とウェルネス」のカテゴリにある「政府系病院のオンライン予約」というサービスでは、アドハーと呼ばれる国民識別番号に紐づく携帯電話番号を利用することにより政府系病院のオンライン予約が可能となっている。その手順は、診療を受けたい病院を選択し、対面診療かオンライン診療なのかを選択するというものだ。さらに診療したい部門を選択の上、予約日を入力すれば、確認のメッセージが携帯電話のSMSで受け取り予約は完了する。また、オンライン予約のみならず自分の健康情報を病院と共有できる他、検査結果をオンライン上で確認できるサービスが「政府系病院のオンライン予約」のWeb上で展開されている(図2)。

つぎに、免許証サービスの1つとして、「輸送とインフラ」のカテゴリの中にある「オンライン運転免許証の抽出」を確認してみた。国民は、免許の変更または更新についてオンラインで申請ができ、RTO(地方運輸支局)に何度も行く必要はない。国民は「運転免許証が有効になり、受け取りの準備ができました」という通知を受け取った後、RTOオフィスに行く必要がある。これらのサービスは、名前、生年月日などのアドハーの詳細情報がRTOデータベースに保存されている運転免許証の記録と正

3. 実際に使われるオンラインサービスの実態

「国家政府サービスポータル」で提供されている行政サービスの手続きもオンライン化が進んでいる。各分野で利用されてい

Need an appointment?
Follow the simple steps below and get your appointment fixed online!

- + Select State/Hospital
- ✓ Select Mode of Appointment
- ✓ Select Appointment Type
- + Select Department
- 📅 Select Date of Appointment
- ✓ Register/Login
- 📧 Get Confirmation SMS

DELHI STATE CANCER INSTITUTES (EAST), DILSHAD GARDEN
Calander

Available Not Available Holiday

December 2022

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
27	28	29	30	NA 1	NA 2	NA 3
NA 4	NA 5	NA 6	NA 7	NA 8	NA 9	NA 10
holiday 11	NA 12	A 13	NA 14	NA 15	NA 16	NA 17
holiday 18	NA 19	A 20	NA 21	NA 22	NA 23	NA 24
holiday 25	NA 26	A 27	NA 28	NA 29	NA 30	NA 31
1	2	3	4	5	6	7

← Previous Start Again

図2 政府系病院のオンライン予約画面

資料: ORSPより [https://ors.gov.in/orsportal/selectAppointment]

※1 NATIONAL GOVERNMENT SERVICES PORTAL HPより https://services.india.gov.in/?ln=en

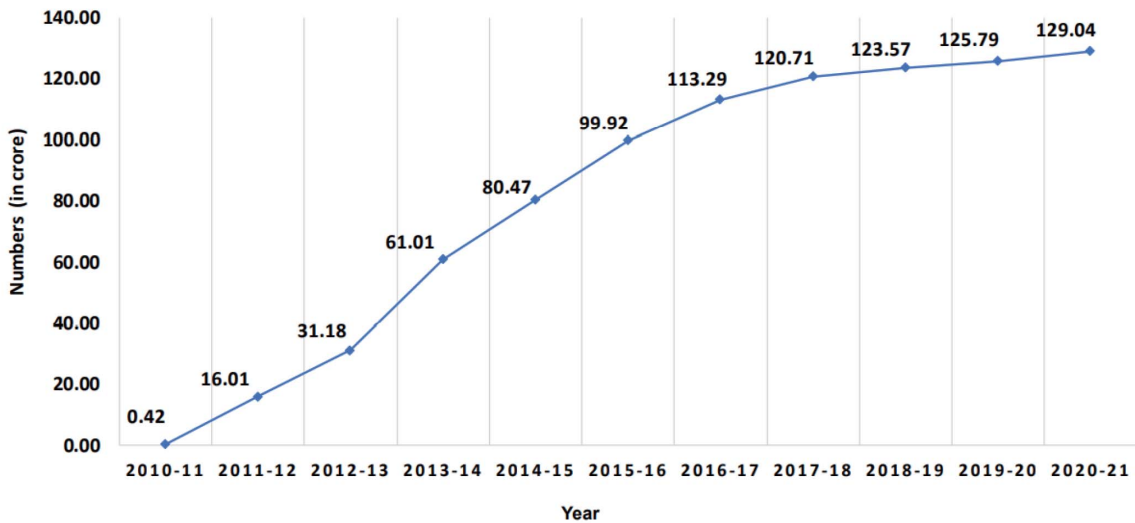


図3 アドハーの累計登録数

資料：Unique Identification Authority of India HPより [https://uidai.gov.in/images/UIDAI%20Annual%20Report%202020-21_English_final.pdf]

確に一致している場合のみオンライン申請が可能となる。オンライン上で運転免許の申請や更新を完結したい人は、このメニューを選択の上、必要書類の詳細を記入し、必要に応じて写真と署名をアップロードする。その後、料金の支払い状況を確認のうえ、領収書を印刷すればよい。免許申請や更新に関する手続きはすべてオンライン上で完結できる^{*2}。

や社会保障が上手く機能しなかったのである。しかし、アドハーに登録することによりアドハーカードが発行され、さまざまな行政サービスや社会保障を受けることが可能となった^{*3}。

このことから、インドにおける行政デジタル化が進んでいる背景には、2005年に登場したインド「国家政府サービスポータル」に掲載される行政サービス内容が充実してきたことに加えて、アドハーが国民に浸透したことがあるといえるだろう。

インドの「国家政府サービスポータル」にあたる仕組みとして、日本ではマイナポータルが展開されている。現時点で、マイナポータルでは自分の住んでいる場所を入力すれば行政サービスメニューは表示されるものの、オンラインで完結できるサービス内容はごく一部にとどまっている。今後、日本において行政のデジタル化を推進するには、インド「国家政府サービスポータル」が実践するように、マイナンバーカードの普及率を高め、多様な網羅的な行政サービスメニューをマイナポータルに一元化し、オンラインで完結する仕組みを構築することが求められるのではないだろうか。

*2 Ministry of Road Transport & Highways HPより
https://services.india.gov.in/service/listing?ln=en&cat_id=9&sort=hit_count@desc

*3 アドハーの衝撃 ~なぜ生体認証テクノロジーは浸透するのか~
https://www.dlri.co.jp/report/ld/2019/wt1908.html

4. 行政オンラインサービスを支える本人認証アドハー

以上のように、インドの「国家政府サービスポータル」においては、2022年12月上旬時点で13,349件の行政サービスメニューが展開されており、行政手続きのオンライン化が進んでいる。この背景には、医療オンラインサービス、免許証オンラインサービスの事例でみてきたように、アドハーによる本人確認が大前提となっている。人口が約14億人におよぶインドでは、アドハーの登録数は2010年11月時点ではわずか0.42億人であったが、2021年3月時点で12.9億人に増加している(図3)。

その背景として、以前は個人識別番号が存在しなかったため、特に福祉においては多くの不正や搾取が存在していた。たとえば食料配給においても、文字が読めない人は不当に中間搾取を受けたり、不正受給や貧困層の放置は日常茶飯事であったとされる。貧困層を中心に出生届けを出さない人が多く、税金徴収

柏村 祐 (かしむら たすく)

ライフデザイン研究部 主席研究員、国立大学法人九州大学グローバルイノベーションセンター客員教授 専門分野：テクノロジー、DX、イノベーション
著書に『「幸せ」視点のライフデザイン -2万人アンケートが描く生き方・暮らし方の羅針盤- ライフデザイン白書2022』(東洋経済新報社)『デジタル国家ウクライナはロシアに勝利するか?』(日経BP)などがある。



電子取引ソフト 法的要件認証制度とは？



はじめに

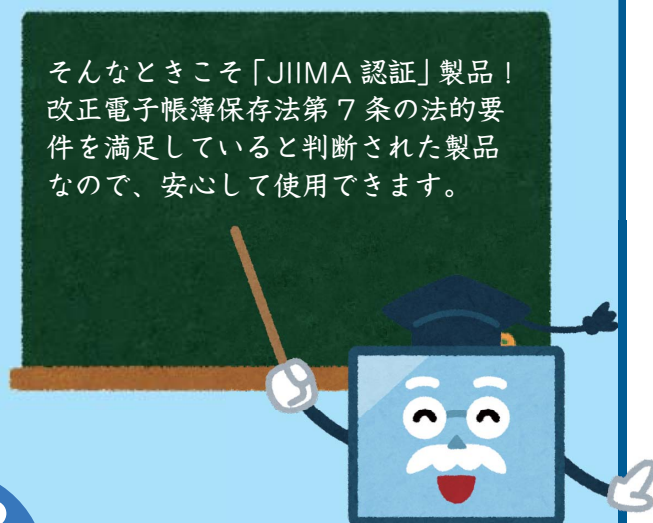
JIIMAでは電子取引の取引情報を取り扱う電子取引システム等を安心して利用していただくために、「電子取引ソフト法的要件認証制度」を立ち上げました。

この「電子取引ソフト法的要件認証制度」とは、国税関係書類等をコンピュータで作成し電子的にやり取りする場合の当該取引情報の保存を行う市販ソフトウェア及びソフトウェアサービスが、電子帳簿保存法第7条の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満足していると判断したものを認証するものです。

電子取引ソフトは
いっぱいあるけど、
いったいどれを使
えばいいの？



そんなときこそ「JIIMA 認証」製品！
改正電子帳簿保存法第7条の法的要
件を満足していると判断された製品
なので、安心して使用できます。



1 2
3 4

認証した製品の一覧は、JIIMAのホーム
ページで公表するとともに、国税庁に対し
て認証製品リスト等を提出します。



JIIMA 認証を受けた製品
には、パッケージや製品
紹介に下記の認証ロゴが
表示されています。



令和3年改正法令基準



令和3年改正法令基準

認証ロゴ(例)



免責事項

本認証制度は、あくまで認証基準に基づき、電子取引ソフト製品が電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則、通達等、及びその他の税法に定められた機能を有することを、製品のマニュアル等のみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではありません。



スマート・ストレージ

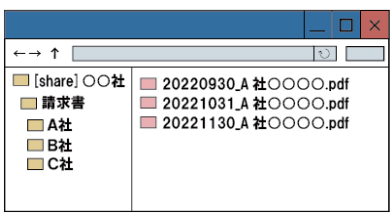
電子取引データの保存先として
電子帳簿保存法へ対応しています!



ストレージサービス

会計事務所

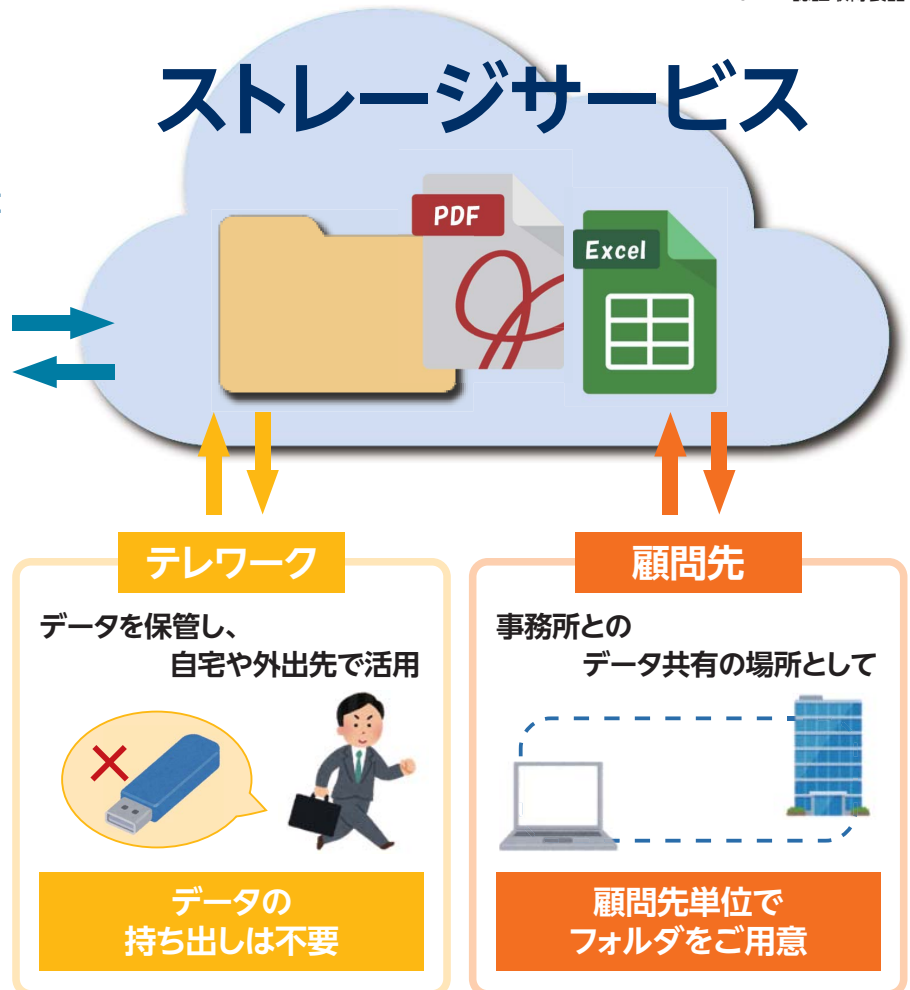
事務所内や顧問先との
共有フォルダとして



データ管理をクラウド化

大容量ファイルの
保管も問題なし

操作方法は
Windowsのファイル
エクスプローラーと同じ



安心の稼働環境

バックアップは7世代! (※)
お客様の大切なデータを地震・水害・火災などの災害から守ります。稼働環境は、「Microsoft Azure (マイクロソフト・アジュール)」のサービス基盤を活用。

※仕様の詳細はお問い合わせください。

- ・国内のデータセンターで安心
- ・多重バックアップ
- ・暗号化、ウイルス対策
- ・接続方法は、SMB3.0とHTTPSから選択可能

動作環境

対応OS

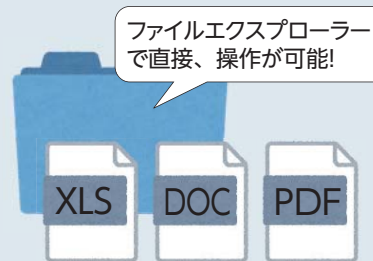
- ・Windows10 Ver 21H2 ~ 22H2
※タブレットモードは対応していません。
- ・Windows11 Ver 21H2
- ・Windows Server
2012/2012 R2/2016/2019/2022
※いずれも日本語版 (32ビットまたは64ビット) が動作可能なもの。
※ARM版Windows11には対応していません。

対応ブラウザ

- ・Microsoft Edge、Firefox、Chrome、Safari (iPhone、iPad)

事業所内の共有フォルダとして

いつもお使いのWindowsの操作でご利用できます。
ドキュメントに保管しているExcelやWordのデータをそのまま保管
できます。画像やビデオなどの大容量ファイルでも問題ありません。
利用ユーザー数の制限もないため、利用者全員で同じフォルダを共有
できます。



スマートフォンでも使えます

iOS、Android のスマホ・タブレット等（※）からでも、『スマート・ストレージ』にアクセスできます。
いつでもどこでも、手軽に保存データの確認ができますので、たいへん便利です。

※保存・表示には、別途アプリが必要になる場合があります。

容量ラインナップ

容量	おすすめの用途
5TB	安心の大容量!文書ファイルはもちろん、画像や動画などの大きなデータでも問題なし!
4TB	
3TB	
2TB	
1TB	社内や事業所のデータを丸ごと保管! 大容量のため、多数の取引先ともデータ共有がおこなえます!
500GB	業務に必要なデータはすべてストレージで管理。本格的なテレワークにもご活用いただけます!
250GB	物理的なファイルサーバーを廃止し、データ共有から完全クラウド化への第一歩!

※上記以外の容量をご希望の場合は、別途お見積もりいたします。後から容量を増やすことも可能です。

エッサムの財務・税務・給与システム

目指したのは「使いやすさ」No.1
会計事務所への導入実績も豊富な信頼性の高いシステム!

e-PAPスマート・ストレージの詳細はこちら▶



電子帳簿保存法の概要はこちら▶



▶詳しくは、最寄りの営業所にお問い合わせください。

- | | | |
|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 札幌 営業所 ■TEL:011-222-4321 | 横浜 営業所 ■TEL:045-212-4562 | 広島 営業所 ■TEL:082-242-1661 |
| 新庄 出張所 ■TEL:0233-22-8655 | 名古屋 営業所 ■TEL:052-459-5758 | 福岡 営業所 ■TEL:092-714-7631 |
| 仙台 営業所 ■TEL:022-262-6741 | 京都 営業所 ■TEL:075-231-3941 | 熊本 営業所 ■TEL:096-373-0166 |
| 大宮 営業所 ■TEL:048-647-8331 | 大阪 営業所 ■TEL:06-6942-4028 | |
| 東京 営業所 ■TEL:03-3256-1201 | 神戸 営業所 ■TEL:078-222-2371 | |

▶ エッサムホームページ: <https://www.essam.co.jp/>

▶ イー・パップ紹介サイト: <https://www.e-pap.info/>

電子レシートで大量の文書削減と不正のない社会を目指す

インタビュー

株式会社レシートローラー



[RECEIPT] ROLLER

<https://receiptroller.com/ja/aboutus>

〒389-1226 長野県上水内郡飯綱町 大字川上1535

- ・事業内容：レシートの電子化
- ・設立：2022年8月



従来の経費精算をより良いものにしたい、地元である長野県を盛り上げたいと起業

株式会社レシートローラーは、2022年8月に代表である下田昌平氏（以下、下田氏）を含め3人で起業した会社で、まだ創業から約半年と若い会社です。代表である下田氏はそれまではトランスコスモス技術研究所という会社の代表を務めており、そこでは新規事業の戦略の建て付けや新規技術の採用・評価する開発業務を実施していました。このようなサポート業務をしている中で、サポートではなく自ら事業を立ち上げ、新規技術の提供をしたいという思いが徐々に増えていき、本会社を設立したという経緯があります。現在では6名のメンバーで事業を行っています。

起業にあたっては地域を活性化したいという下田氏の思いもあり、拠点を故郷でもある長野県にしました。なお、長野県には信州大学がありますが、同大学を卒業した生徒の多くが他県に就職している実態があります。テレビなどの電子機器を国内生産していた時期は長野にも多くの工業団地がありましたが、現在では海外での生産が主流となり、国内の工業地域の減少にあわせて、長野県でも働く場が減ってきているのが現状です。

そのため、より多くの卒業生や就業者が残るためには、この地をより魅力ある都市、働き場所のある地にしていかなければなりません。下田氏としては生まれ育った地ですから、その一つの力になりたいと思い、長野県に拠点を構えました。

なお、レシートローラーの業務はフルリモートが可能であり、メンバーは東京やその他の地域などそれぞれ自由な場所で働い

ています。起業当時は新型コロナウイルスが猛威を振っていた時期だったため、テレワークも全国的に浸透していました。そのため、このような「場所に縛られない働き方」で起業することも弊害なく実施できました。また、土地代も東京と比べるとかなり安価でありコスト面のカットもできますので、この点も大きなメリットとなっています。

レシートローラーの仕事とは？ ペーパーレスを推進し業務を効率化

レシートローラーの事業内容は、レシートを電子的に発行する仕組みの提供です。この事業内容に至ったのは、下田氏が前職の業務の中で経費精算に課題を感じていたことがきっかけでした。当時、下田氏が起業を考えていた頃、世の中では経費精算の方法の一つとして、紙で出力された領収書やレシートを写真で撮ると、その画像を自動でデータ化して会計システムと連携してくれるといったサービスがありました。紙で出力された経費に関する内容を会計システムに手入力することの手間が改善されたため、非常に業務効率化されていましたが、個人的には領収書の写真を撮ることやスキャンするといった行為自体も億劫に感じ、どうにか簡素化できないのかと考えていました。その時考えたアイデアが、そもそも紙に出さずデータでやり取りする仕組みにできないかと考えたのです。

また、下田氏がさまざまな経費にかかわる書類がある中で、紙レシートを対象とすることに至ったのは、日本のレシートの発行量は非常に多く、年間5.4万トン以上の紙を出力していること

を知ったからでもありました。このような実態から紙資源の無駄使いを強く感じ、さらに昨今国内でもSDGsが呼び掛けられ、持続可能な世の中を目指し推進がされています。紙資源を大事にすることもその一端であり、また海外では既にレシートを発行しない電子的な運用も進んでいることから、将来的に日本でも必要になると確信しました。このような経緯からレシートローラーではレシートをなくしてペーパーレス化を図る事業をメインとしています。

パートナー企業と一緒にサービスを提供することで、付加価値を

株式会社レシートローラーが提供する製品名は、企業名と同じ「レシートローラー」です。本サービスを利用することにより、一般の利用者（消費者）の方は、紙のレシートを受け取ることなく、LINEやWeb、SMSを通じたメッセージで、購入した商品名や購入数、金額を確認することができます（図1）。



図1 「レシートローラー」による紙レシートが電子化されている表示画面

また、紙レシートの場合、紛失などのリスクもあるので、自動的に電子化することでこのようなリスクを回避することも可能です。一方、企業側にしても、紙レシートの出力が不要となるので、紙用紙や印字代の削減、紙用紙の受発注業務そしてロジスティック、また、従業員のレシート交換や補充する業務をなくすことができます。レジが混みあっている際には、紙レシート交換もお客様をお待たせしてしまう要因となりますので、サービス

の向上にもつながります。利用者・企業の双方で紙削減だけではないメリットを享受することが可能なサービスとなっています。

なお、同サービスの利用にあたっては、2種類の方法で提供を行っています。1つは、POSレジを提供・販売しているPOS提供会社と連携して、サービスを組み込む方法です。この場合、消費者が決済した時点で、POS提供会社がお持ちのサーバーから情報を吸い上げて、消費者が見られるようにする仕組みをレシートローラー側で構築しています（図2）。この場合、POS提供会社は自分たちでシステム構築をすることがなく、サービスの利用が可能となります。

もう一つの方法は、レシートローラーが公開しているAPI（Application Programming Interface）を元にPOS提供会社側にて構築していただく方法です。この場合、POS提供会社が構築することにより構築物の自由度が高い反面、自社での開発となるため、構築のための技術や時間が必要となってきます。そのため、なかなか自分たちでは構築できないといったことから、基本的にはレシートローラー側で構築しているケースが多い状況です。

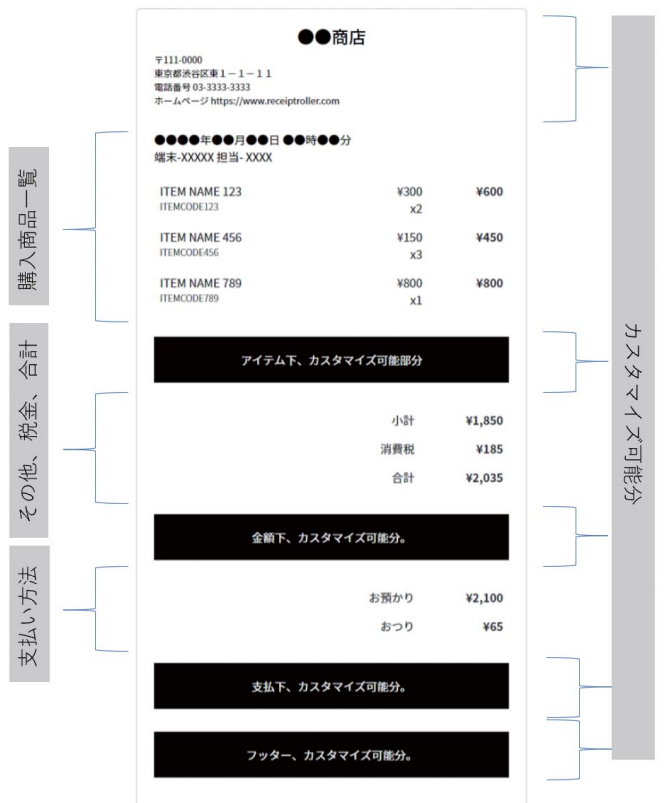


図2 購入数、金額、特定商品などのフィルターでレシートを店舗ごとにカスタマイズすることができる。

なお、どちらの構築方法においても、レシートローラーでは環境の実現にあたり徹底的なサポートを行っているので、利用される企業には安心して自社に合った方法を決定することができます。

ちなみに、レシートローラーのサービスは、製品を取り扱っているパートナー経由で提供を行っているものです。レシートローラーはあくまでも購入データを取得し、利用者に開示するまでのサービスであり、購入情報を集計や活用するといったことは行っていません。そのため、収集した情報を元に、販売促進を行うためのツールを提供しているベンダーやコンサル会社と一緒に販売することで、さらなる付加価値を提供ができるようになります。昨今ではAIによる分析やDXを推進される企業も増えてきているので、このようなパートナー企業と一緒にユーザーのニーズにお応えしていきたいと考えています。

最近の事例では、スマレジ・アプリマーケットにて、電子レシートアプリをリリースしました。現在、スマレジが提供しているPOSレジのサービスに、レシートローラーのサービスを構築している最中です。スマレジでは約12万台の利用がされているため、今後徐々に展開されていく見込みです。代表である下田氏はこれを機に、より多くの電子レシート化を推し進めたいと語っています。

海外に負けない電子化の実現。JIIMA入会のきっかけ

下田氏がJIIMAを知ったのは、電子帳簿保存法の改正により、領収書やレシートの電子化が可能となった際に法制度の調査を行っていたときでした。そしてJIIMAの活動の中には、有識者の方たちと議論することができ、今後電子レシートに関するルールを作っていく際にもレシートローラーの意見や情報を発信し、政策提言などでもできると考えたのです。

そんな情報発信の一例として、現在フランスでは、既に紙レシート発行禁止の法律が出ています。レシートローラーとしてもその流れや事業を見習いたいと考え、下田氏はフランスにしばらく滞在。そこでわかったのは、このように国内で電子化がすぐに広まった背景は、国が一気に推進してくれることだと理解しました。毎年行われる税制改正や電子帳簿保存法の一部義務化などにより、日本でも少しずつ電子的運用に対する流れが出てきました。この流れに乗り、JIIMAを通して各会社の方々と連携し、電子化の流れを推進できればと思います。また、そのような発信ができる団体として、JIIMAの各種活動には期待をしています。



「レシートローラーを利用いただくことで、業務の効率化はもちろん、SDGsの実現や社会全体の犯罪抑制につながればと考えています」と語る下田氏（写真左）と元木氏（写真右）。

電子レシートによって犯罪抑制を目指す

レシートローラーの将来の展望、それは同社のサービスを通じ、2026年には日本国内で発行される紙レシートのおよそ8割の削減を目指すこと。なかなか大きな目標ですが、達成のためにも多くの会社と連携の上、レシートローラーのサービスを提供し、国内の電子化の推進が図れるよう活動したいと考えています。

また、もう一つの展望として、電子レシート化によって犯罪抑制ができればと思っています。昨今フリマアプリやネットオークションが流行る中で、盗難品の出品が相次いで発生しています。とあるネットオークションサイトでは出品者に対して、購入履歴となる画像の提示を義務付け、盗品出品を防止するための施策を行っていますが、なかなか犯罪件数として減らないのも事実です。

そこに電子レシートのサービスを利用すると出品者の購入証明や製品の証明ができ、盗品を出品することができなくなるので、犯罪抑制ができると考えております。そのためには日本の法律の改正や電子的運用が国内に広がることも必要となるので、今後も頑張っていきたいと思っています。

情報マネジメント産業のための チャットGPTを紐解く

UNPACKING CHATGPT FOR THE INFORMATION MANAGEMENT INDUSTRY



株式会社マイクロテック やま ぎわ しょういち
山際 祥一

これからチャットGPTとジェネレーティブAI^{*1}について解説をします。

私は、良いパイプサイクル^{*2}で表された技術には飛びつくタイプの人間です。2021年、私はメタバースについて話すのを止めることができませんでした。私はメタバースに関する半日のワークショップを企画し、イベントの一部をメタバースで開催したほど、メタバースにすっかりはまっていました。私は自分の熱しやすい性格を理解しているので、革新や技術について以下のように分析することになっています。

1. 理解を追求する。新しい技術はどのように機能するのか？ ビジネスモデルはどうなっているのか、どうやって収益を得ているのか？ その製品の競争優位性は何か？
2. 利用用途を特定する。例えば私の組織では、この技術にどのような用途が考えられるか？ 利用用途の実現可能性と影響度をマップする。技術の成熟度、労力のレベル、リソース、その他の優先順位に基づき、各ユースケースを実装する実現性はどの程度か。ユースケースが成功した場合、組織にどのような影響を与えるか（例：収益の増加、コスト削減など）？
3. 新技術の長所と短所、およびそれがもたらす機会と脅威を考慮した戦略を立てる（SWOT分析等で）。機会と脅威に基づき、起こりうるシナリオを想像する。シナリオの確率と影響を特定する。

分析に費やす時間は、関心や興味の度合いによって変わるかもしれませんが。ここでは、ジェネレーティブAIと、それがAIIMとその会員に与える影響について考えるための最初のパスを紹介します。

理解を追求する

2022年11月にプロトタイプとして発表されたチャットGPTは、人間のような会話が可能なチャットボットです。Open AIのGenerative Pre-training Transformer 3 (GPT-3) 技術を使って作られています。GPT-3は、1750億個のパラメータを持つ最大級の言語処理AIモデルです。チャットGPTの仕組みとモデルのトレーニング方法についてはOpenAIに詳細な説明^{*3}があります。BBCのScience Focus^{*4}にも分かりやすい解説が掲載されています。

私は、チャットGPTの価値は、その成長し続けるデータモデルにあると考えます。無料モデルを試しているユーザーによってデータセットは拡大され、結果としてチャットボットの扱える範

※1 画像、音声、文章、動画などを生成することができる人工知能のこと。

※2 アメリカの調査会社ガートナーが考案した特定の技術の成熟度、採用度、社会への適用度を示す。

※3 <https://openai.com/blog/chatgpt>

※4 <https://www.sciencefocus.com/future-technology/gpt-3/>

囲と精度を向上させる手助けをしています。

チャットGPTのビジネスモデルは、MicrosoftもGoogleもジェネレーティブAIに投資しており、検索時のユーザー体験を向上させるという明確な価値観を持っていますが、ユーザー体験の向上が、BingやGoogleの検索エンジンの利用率を高め、広告収入を増やすことにつながるのかの見極めは難しいことです。

利用用途、実現可能性、影響度

AIIMで考えられるユースケースを1つ紹介します。

私たちのマーケティングチームは、ジェネレーティブAIを使ってコンテンツを開発することができます。この恩恵は、今のバージョンファイルと同じものが24時間365日の休みのないコンテンツのサイクルで提供されることです。これは、スタッフの時間を節約し、我々のチームが品質管理、コンテンツ戦略、コンテンツ配信に注意を向けることを可能にします。ただし、実現可能性の観点からは、まだそこまでには至っていないように思います。チャットGPTは自然でよくできた回答もありますが、回答の不正確さも報告されていますし、特にチャットGPTはニッチなコンテンツは苦手としています。

SWOT分析

Strengths (強み)

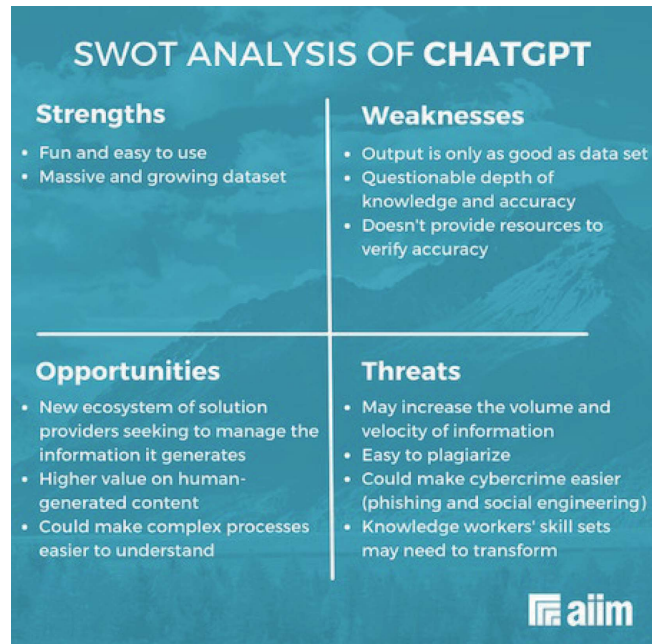
- ・チャットGPTはとにかく楽しい。シンプルでわかりやすいユーザーエクスペリエンスと人間のような対話が、アプリの採用を加速させ、バイラル化させました。
- ・チャットGPTは、膨大で増え続けるデータセットから引き出します。

Weakness (弱み)

- ・ジェネレーティブAIのアウトプットは、データセットによるものです。チャットGPTのデータは少なくとも1年前のもので、古い情報を得る可能性があります。
- ・チャットGPTの知識の深さ、正確さには疑問があります。
- ・チャットGPTは、正確性を確認するためのデータや調査のソースを提供しません。

Opportunities (機会)

- ・情報マネジメントの専門家は、チャットGPTとジェネレーティブAIの影響を組織に理解させる機会を得ています。情報マネジメントの専門家は、この新しいテクノロジーの最前線に立つことができます。



- ・ジェネレーティブAIによってハードウェアやベンダー等の提供者は情報の信憑性、知的財産、コンプライアンスを確保するための新たなエコシステムを構築することになります。すでに、GPTZero^{*5}のようなAIが生成したコンテンツを識別するために設計されたアプリの開発が進んでいます (チャットGPTは、単語が変更されていない場合にのみ、自分が書いたものを認識することができます。AIIMにとっても、コミュニティを広げるきっかけになるかもしれません)。
- ・ジェネレーティブAIは、クリエイターにチャンスをもたらすか？ 人間が生成したコンテンツに高い価値を置くようになるのだろうか？ メディアやアーティスト、マーケティングやコミュニケーションの専門家が、人間が生成したコンテンツを優れていると宣伝し始め、人間が生成したコンテンツを示すオンライン資格や認証システムを開発する未来が予想されます。これは、「オーガニック」というラベルのように、証明と規制が難しい主張となるでしょう。

- ・ジェネレーティブAIは、複雑なプロセスを分解することで、プロセスをより公平にすることができるのでしょうか？ 例えばチャットGPTは 大学入試や学資保険、住宅ローンの申請プロセス等の複雑な手続きを消費者へのナビゲートによって手助けして簡素化するために利用できるのでしょうか？

Threats (脅威)

- ・ジェネレーティブAIのコンテンツは、情報の量と速度を増加させるかもしれません。それによって我々のコンテンツの真偽を識別する能力が試されるようになるでしょう。

*5 <https://gptzero.me/>

- ・すでにチャットGPTを利用して盗作を行う学生の存在が報告^{※6}されており、学校ではその利用を禁止しているそうです。
- ・アカデミックな場以外でも、書類審査でのカバーレターやライティングサンプルなどがいつAIによって生成されたコンテンツなのかを知ることが重要になるかもしれません。
- ・ジェネレーティブAIがサイバー犯罪を容易にする可能性がある。サイバーセキュリティ業界は、フィッシングやソーシャル・エンジニアリングでジェネレーティブAIが生成したコンテンツをどのように識別するかに注目し始めるだろう。
- ・ナレッジワーカーのスキルセットの変革が必要かもしれない。職業全体がジェネレーティブAIに取って代わられるとは思いませんが(少なくとも一夜にして)、新たなスキルセットが必要になるかもしれません。暗記型のルーティンワークをこなす能力は低く評価されるでしょう。共感、文脈の把握、創造性、ファシリテーション、倫理観が今後の重要なスキルセットとなるでしょう。これらは、私たちを機械から区別し、人間としての価値を生むスキルセットです。

私たちは、ジェネレーティブAIの西部開拓時代にいるようなものです。この先、エキサイティングな発見や驚愕のスクランダルが待ち受けているでしょう。ジェネレーティブAIが本当に成熟するには、何年もかかるかもしれません。インターネットの黎明期を思い起こせば、成熟には標準化と規制がつきものです。ジェネレーティブAIを管理する規範ができれば、私たちの仕事や私生活のより大きな部分を占めるようになるため、より簡単に信頼できるようになるでしょう。

この記事は2023年1月24日付でThe AIIM blogに掲載されたトリー・ミラー・リュウ (Trill Miller Liu) の「Unpacking ChatGPT for the Information Management Industry」(<https://info.aiim.org/aiim-blog/unpacking-chat-gpt-for-the-information-management-industry>) を基に作成しています。

※6 <https://www.businessinsider.com/openai-chatgpt-ceo-sam-altman-responds-school-plagiarism-concerns-bans-2023-1>

昭和女子大学大学院

院生募集

アーキビスト 養成プログラム

2年制・1年制 / 男女共学

文書・記録の選別・保存・管理を担うアーキビストを養成するプログラムです。

次の方を募集します!

- ・文書館、図書館、博物館、美術館等で働く方
- ・官公庁、地方自治体、民間企業等で文書管理を担当する方
- ・教育機関で働く方
- ・学芸員、司書の有資格者
- ・その他アーキビストを目指す方

社会人の方は、1年制コースを選択できます。

- ・修了により、修士号を授与
- ・授業はおもに平日夕方と土曜日に開講
- ・オンライン授業・指導でリモート学習も可能
- ・学費は単位従量制により柔軟な修学を支援

一般教育訓練給付制度対象コース：授業料の20%(最大10万円)が支給される厚生労働大臣指定の講座です。※申請により公共職業安定所から支給されます。

募集人員

10名 ※2年制、1年制の合計

大学院7月期入試日程

出願期間 2023年6月6日(火)～20日(火)

入学試験 2023年7月8日(土)

合格発表 2023年7月15日(土) ※選考方法は、入試要項でご確認ください。

大学院オープンキャンパス [模擬授業、大学院説明会、進学相談会]

5月13日(土) 13:30～15:30

オンライン・事前予約制
《予約期間》4月21日(金)～5月9日(火)

お問い合わせ

昭和女子大学大学院 生活機構研究科
生活文化研究専攻
Email exam-inseibun@swu.ac.jp

最新情報HP





2022年度文書情報管理士最新報告

文書情報管理士検定試験委員会委員長 むろい ひろゆき 室井 弘之

文書情報管理士とは

現在の文書情報は紙媒体だけではなく、PCに保存された電子文書や電子帳簿等データ全般と言えます。

企業や官公庁等あらゆる組織において、日々文書情報は発生し蓄積されて行きます。その取扱いは、文書管理規程等で定められていたりもするのですが、担当者個人による属人化や、管理・整理されないまま放置されてしまうことも多く、紛失や漏洩のリスクとなってしまいます。文書情報管理士は文書情報のライフサイクルやセキュリティ、関連法規・規格等文書情報に関する幅広い分野をカバーし、文書情報を効率よく安全に取扱う認定資格です。

資格試験の説明

資格試験は、夏と冬の年二回開催されます。2016年からCBT方式（Computer Based Testing）となり、受験者は試験会場に向くことなく全国のコンピュータを利用したテスト会場で、試験期間内の選択した日に受験することができます。試験期間の前には夏冬ともに試験対策セミナーを実施しています。新型コロナウイルス感染症対策として、2021年冬試験からは会場での対面式セミナーから動画配信方式にしました。期間内であれば何度でも好きな時間と場所でセミナーを受けることができるようになりました。

資格には2級、1級、上級と3つのクラスがあります。2級は電子化文書関連とマイクロ写真関連の基礎知識と実技能力。文書情報マネジメントに関わるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等IT関連の基礎知識と日本特有の法令や標準規格の基礎知識です。

1級は2級の能力に加え、その専門知識と実技応用能力。文書情報マネジメントの作業に従事する作業員に対する指導力です。

さらに上級は1級の能力に加え、顧客の問題点や要求される

ことの分析能力やコンサルティング能力とシステム構築能力。それに加え文書情報マネジメントに関わるプロジェクト能力です。

2022年夏試験からは電子帳簿保存法の改正により、受験参考書『令和3年度税制改正対応 e-文書法電子化早わかり』の改訂に合わせ、関連問題の変更を行いました。2022年10月には受験参考書の『文書情報マネジメント概論』の第3版を発行し、2023年冬試験から試験範囲としています。今回の改版では、第2版まではプロジェクトマネジメントに米国のPMBOKの知識体系を取り入れていましたが、最新版であるPMBOK第7版では、最新の開発アプローチをベースにした思想に大きく変わったことから、今回の改版では文書情報マネジメントにより親和性のあるJIS Q 21500:2018「プロジェクトマネジメントの手引」を取り入れました。

今年の冬の検定試験の受験者数と推移を図1に示します。

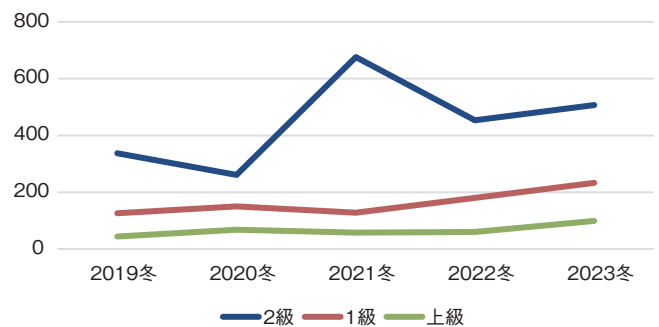


図1 受験者数推移

2級の受験者数が昨年少なくなりましたが、これは過去の受験者数の中でも2021年冬試験の2級受験者が多かったためです。全体的には年々増える傾向にあります。1級と上級の受験者数が増加しているのは、2級認定者の昇級意識が高まってきているからだと思います。

次に、合格者数を図2に示します。

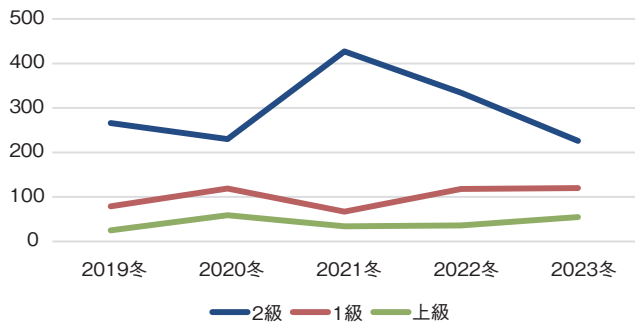


図2 合格者数推移

合格者でも2級の2021年冬が多いのは、受験者数が多かったためです。

2級の合格者が若干下降しているのは、試験問題に実務的な問題が多く、ベンダーの実務経験者の受験が多かった従来に加え、受験者層が幅広くってきたためだと思います。

資格取得のメリット

文書情報管理士の資格は、多くの官公庁・自治体で入札の参加資格要件になっています。

電子帳簿保存法に関する教育体系や、電子化文書・電子文書の実務知識や基礎的IT知識の習得で組織の中で幅広い存在感を示すことができます。

資格を取得するには

文書情報管理士は前身のマイクロ写真士試験が1967年から始まり2001年からは文書情報管理士検定となりました。元々は

全国のマイクロラボ従業者を対象とし、日常の撮影知識や技術を中心とした内容でしたので、参考書を一通り読むことで資格を取得できました。世の中のデジタル化の波により2001年にマイクロ写真士から文書情報管理士となり、マイクロ写真の知識に加えてスキャニングやコンピュータ、その他文書を情報として取り扱う資格となりました。

基本的には文書情報の発生から利用・保管・保存、場合により廃棄に至るライフワークを意識して、教科書を読み進めていただければ自然と習得できると思います。

2級から順に取得し昇級することにより、最初は基礎の実践能力や基礎的なIT知識を習得し、専門知識と文書情報に関わるプロジェクト運営の知識を習得することができます。

受験するにあたりベンダーの実務経験者やコンピュータに詳しい方は、ひとつの正解を選択しようとした時に多くの方法・やり方もあり迷うことがあると思います。教科書では代表的であり正確なやり方を正解として書いていますので、教科書をよく読んでいただければと思います。

試験は2級が単一選択問題で、1級と上級は多岐選択問題です。

コンピュータ化、オンライン化、そしてDXの推進により情報量は膨大となり、それを効率よく安全に取扱うためにもますます文書情報管理士の資格を持つ人材が貴重となります。文書情報管理士は、情報を扱うスペシャリストとして、あらゆる分野での活躍が期待されます。

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立60年の歴史を誇り、国際規格 ISO/TC171 (文書管理アプリケーション) の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は192社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/> 「入会案内」よりアクセスしてください。

会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品 (解像力試験標板、試験図票、ターゲット) が割引価格で購入できます。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

文書情報管理士

合格者からの一言

2023年冬試験は2022年12月20日(火)から2023年2月10日(金)までの期間、CBT方式で実施されました。

今回は上級合格者が55名、1級合格者が120名、2級合格者が226名となり、前回の夏試験と比べて受験者の数は増加傾向にありました。

苦勞して合格された方の中から試験に関する貴重なコメントをいただいたので紹介します。

- ①文書情報管理士検定試験はどこでお知りになりましたか?
- ②受験の動機は?(受験のきっかけ)
- ③学習時間は?
- ④どこに重点をおいて学習しましたか?苦手な部分なども
- ⑤受験対策セミナーは受けましたか?
- ⑥コンピュータ試験は便利でしたか?
どういったところが便利でしたか? どういったところが不便でしたか?
- ⑦受験した感想、改善して欲しい点
- ⑧今後この資格をどのように活かしていきますか?

坂井 雄 さん

サイオテクノロジー株式会社
SIOApps Service Line Executive Manager

上 級

- ①紙文書の電子化への促進のため、社内部署の全員が知識向上を目的として、この文書情報管理士の資格取得を目指そうとなり知りました。
- ②弊社が紙文書を電子化するアプリケーションを開発・提供しているため、文書管理の知識を広げ、普段の業務に活かせるようにスキルアップのため、受験いたしました。
- ③約10時間。ただし、2021年度冬2級、2022年度夏1級、2022年度冬上級と連続で受けております。
- ④苦手分野でもあるプロジェクトマネジメントに比重をおいて勉強しました。また1級・2級の試験で出題されたところを復習し、ポイントと思われるところを書き出し、学習を行いました。
- ⑤いいえ。
- ⑥はい。最寄の会場を選択できて、都合に合わせて受験ができてすぐに合否もわかるのでとても良かったです。
- ⑦すぐに合否が分かるのは良いですが、どこを間違えたのか正解は何だったのかわからないため、どこを間違えたのか詳細を確認できるようにしていただきたいと思います。
- ⑧電子帳簿保存法など紙の電子化は重要になっていますので、この資格取得に向けて得た知識を今後の業務に活かしていきたい、さらなる知識のアップデートをはかっていきたいと思います。

比嘉 弘明 さん

キヤノンビズアテンダ株式会社
電子化推進部

上 級

- ①上司からの紹介を受けました。
- ②1級を取得していたので、更に上位級を目指したいと思い受験しました。
- ③約30時間。
- ④PMBOK関連と法律面を重点的に学習いたしました。
また、マイクロフィルム関連は業務で関りがなかったため基礎知識がなく、これを補うため重点的に勉強を行いました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。受講時間や場所を都合に合わせて選べるため、助かりました。
- ⑦受験終了後に分類ごとの正答率が表示されますが、具体的にどの問題を間違えたのかが分からないため、復習が難しかったと思います。
- ⑧学習した知識を活用して、今後の業務に対して効果的・効率的な提案を挙げ、業務改善につなげたいと考えております。

藤井 克哉 さん

ANAウイングフェローズヴィ王子(株)
大阪事業室 ANAドキュメントセンター

2 級

- ①会社からの紹介で知りました。弊社の社員の中でも数名ですが取得実績があります。
- ②現業務に関連する内容で業務にも活かせると思ったからです。社内でも取得推進がされています。
- ③約15時間。
- ④参考書を何周かして、普段の実業務と結びつけたり、イメージしながら勉強しました。
マイクロフィルムや法律・法令関係など普段関わらない分野も多々あったので、その部分は重点的に学習するようにしました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。スクリーンとマウスのみで試験問題の確認と回答ができるので、簡易的に進めることができ、試験内容の部分に集中することができました。
- ⑦勉強し始めたときはただただ覚えていくのに必死だったが、学習を深める中で自身が普段行っている業務とリンクさせていくことができ、今後の業務でも活かしていける部分を学習しながら、考案していくこともでき、有意義に学習を進め、受験もできました。
- ⑧各種データの明確な管理、フォルダ構成など実業務にも活かせる部分を見つけて、学習したことを還元していきます。

保坂 照彰 さん

株式会社 文祥堂
公共第一営業部 課長

2 級

- ①上司からの紹介と官公庁入札の応札要件に本資格の有資格者との記載があったため。
- ②官公庁入札要件を満たすためと、お客様へ文書管理の提案を行うための基礎知識及び専門知識の向上のため。
- ③約40時間。
- ④参考書をひととおり読み込み、そのうえでセミナーの講習を受け、重要なポイントを効率的に押さえていきました。またマイクロフィルムの分野は全く知らなかったので、重点的に勉強しました。
- ⑤はい。(オンラインセミナー)
- ⑥はい。試験会場が自宅・会社の近くに複数あり、試験日も自由に選びやすかったことがよかった。
- ⑦試験があることで合格を目標に、文書情報マネジメントの基礎から徹底的に学ぶことができました。
セミナーの配信期間をもう少し長くしていただけたらと思います。
- ⑧さらに知識を深め、文書情報管理の実務の向上とお客様への付加価値のつくサービスを提供していきたいと思っています。

文書情報マネージャー

認定者からのひと言

令和5年2月9日、10日の2日間にわたり第35回 文書情報マネージャー認定資格取得セミナーが行われました。新設された「動画配信自由受講コース」も好評で、2日間の連続受講時間が取れない方や業務を止められない方にも対応した動画配信による講義を今後も実施していきます。文書情報マネージャー認定資格取得セミナーは今後も幅広い方に受講していただけるよう、日々受講スタイルを時代にあわせて最適化していきます。

- ①文書情報マネージャー認定制度はどこでお知りになりましたか？
- ②受講の動機は？（受験のきっかけ）
- ③セミナー内容の感想
- ④今後この資格をどのように活かしていきますか？
- ⑤文書情報管理について、もっと知りたい、学習したいことは何ですか？

おざわ りゅういち
小澤 竜一 さん

日本アспектコア株式会社
総務グループ グループ長

- ①弊社がJIIMA会員のため定期的に配信頂いているメルマガ（JIIMA会員向けニュース）で本制度を知りました。
- ②DXの進展に伴い電子文書の取り扱いが年々増大する中で、紙も含めた文書情報全般のライフサイクル管理について体系的に学び直す必要性を感じていたため。
- ③豊富な実務経験に基づいた講義内容で、日々自分が直面している文書管理課題について具体的な方策や実例が示され大変参考になりました。また関連法令の動向や各種ITツール活

用時の注意点など興味深いテーマが多く、2日間のプログラムが短く感じられました。

- ④全社的な文書管理体制の整備を進めるにあたり、まずは本セミナーで学んだノウハウを活用し自部門から取り組みを着手し、PDCAを回しながら全社展開していきたいと思います。
- ⑤・改正電子帳簿保存法との効率的な向き合い方
・電子契約（署名）の法的有効性、裁判事例等
・情報セキュリティリスクの最新動向及び対策

みやがわ かな
宮川 果奈 さん

- ①文書情報管理士の資格を取得した時から、ずっと気になっていました。
- ②文書管理の業務を担当させていただいて、2年ほど経つ中、さらに体系的に学びたいと思ったため。
- ③業務担当者が日々疑問に思っている内容を集中的に取り扱っていただけたと感じました。最新でかつ具体的な内容を学べたのは、大変良かったと思いました。
- ④文書管理を通じての業務の効率化をさらに進めていきたいと

思いました。現場の文書管理の意識の向上（社内セミナーの実施等）にも役立てていきたいです。

- ⑤・企業規模を問わず、文書管理で紙から電子化へ成功した例を知りたいです。
・文書管理担当者が知っておくべきITスキルや知識について知りたいです。
・教育訓練記録のDX化関連について学習したいです。

文書情報マネージャー 認定セミナー

文書情報マネージャーは、実際に文書情報（紙文書、電子文書）を取り扱っている部門、サポートする部門に属し、文書管理、情報管理について最適な方法を立案し、改善・改革に取り組むことができる人材、または、経営トップを支えるスタッフ部門、業務改革推進部門、DX推進部門に属し、攻めの姿勢で文書情報マネジメントを通じ社内改革を実行できる人材です。



JIIMAウェビナー 2023 開催決定 6月1日～6月16日

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は、「デジタル新時代到来! DXを成功させるための情報マネジメント～改正電帳法・インボイス対応、文書情報管理の課題をまとめて解決～」と題したウェビナーを2023年6月1日 (木)～6月16日 (金) の日程で開催を決定した。開催方式は昨年と同様、オンデマンド動画配信となる。



ウェビナーではJIIMA理事長による基調講演をはじめ、国税庁やデジタル庁の参加が決定。その他、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社による情報ガバナンスについての講演も予定している。

その他、委員会講演や視聴方法などの詳細はJIIMAサイト内で案内しており、来場の登録ページについては、4月28日

より以下のURLから申込みことができます。
https://www.jiima.or.jp/jw2023_entry/



経済産業省 「健康経営優良法人2023」を発表

経済産業省では、健康長寿社会の実現に向けた取組みの1つとして、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取組みを戦略的に実践する「健康経営」を推進している。

それにあわせて同省では、「健康経営優良法人2023」として、日本健康会議により大規模法人部門に2,676法人 (上位法人には「ホワイト500」の冠を付加)、中小規模法人部門に14,012法人 (上位法人には「ブライト500」の冠を付加) を認定した。

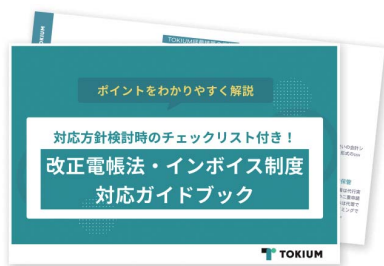


健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから評価を受けることができる環境を整備することを目的に、2016年度に経済産業省が創設した制度。今回の健康経営優良法人2023の中には、キヤノン電子株式会社 (会員No.632) や協和キリン株式会社 (会員No.377)、ウイングアーク1st株式会社 (No.1016)、コニカミノルタジャパン株式会社 (会員No.569) などJIIMA会員各社も複数認定されており、下記URLのリストで確認できる。

<https://kenko-keiei.jp/914/>

TOKIUM (トキウム) 改正電子帳簿保存法とインボイス制度の対応方法を纏めたガイドブックを公開

株式会社TOKIUM (会員No.1042、代表取締役・黒崎 賢一氏) は、改正電子帳簿保存法とインボイス制度の概要と対応方法をまとめた「改正電帳法・インボイス制度対応ガイドブック」を公開した。



本ガイドブックは、令和5年度税制改正大綱の内容も踏まえた上で、経理業務における法対応をわかりやすく解説したものの。とくに以下の3点について記載されている。

- (1) 電子帳簿保存法・インボイス制度の基礎
- (2) 電子帳簿保存法・インボイス制度に対応する上で検討すべき論点

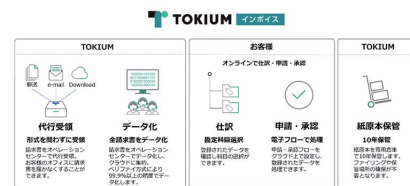
(3) 各社の状況別の対応方針

内容は全20ページとなっており、基礎から対応方針まで分かる内容となっている。本ガイドブックは以下のサイトから無料でダウンロードできる。

<https://contact.keihi.com/denshichoboinvoice-wp>

富士フイルムビジネスイノベーション「TOKIUMインボイス」を提供開始

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 (会員No.19、代表取締役社長・CEO・浜 直樹氏) は、株式会社TOKIUM (会員No.1042、代表取締役・黒崎 賢一氏) と協業し、同社の請求書受領クラウドサービス「TOKIUMインボイス」の提供を開始した。



「TOKIUMインボイス」は、紙やPDFなどあらゆる形式で届く請求書をTOKIUM社がユーザーの代行で受領し、99.9%以上の高精度でデータをクラウドに登録することで、ユーザーはクラウド上で請求書の仕訳・申請・承認作業を行うことができるサービス。請求書の原本はTOKIUM社が保管するため、ユーザーによる管理の手間を削減。これまで請求書を紙で受け取り、紙の帳票を用いて処理していた企業も請求書処理プロセスをデジタル化するとともに、原本を自社で保管する必要がなくなり、請求書処理業務の効率化を実現するとしている。

テラスカイとウイングアーク1stが電子帳簿保存法分野で協業

ウイングアーク1st株式会社 (会員No.1016、代表取締役・社長執行役員CEO社長・田中 潤氏) は、株式会社テラスカイ (代表取締役社長・佐藤 秀哉氏) と電子帳簿保存法分野で協業し、テラスカイの提供する経費精算システム「mitoco

Work (ミトコワーク) 経費」のオプションとして「mitoco電子帳簿保存法対応オプション」の提供を開始した。

「mitoco電子帳簿保存法対応オプション」はウイングアーク1stの文書管理ソリューション「invoiceAgent 文書管理」のOEM提供を受けており、「mitoco Work 経費」と組み合わせて利用することで、電子帳簿保存法の保存要件を満たした経費精算を行うことができるソリューションとなる。

「mitoco」シリーズはSalesforce上で動作するグループウェアおよび勤怠管理、経費精算管理から構成され、社員のスケジュール管理からそれに伴う経費精算、また営業活動における商談情報から顧客情報までをSalesforce上で一気通貫して管理することができる。

今回の「mitoco電子帳簿保存法対応オプション」のリリースにより、ユーザーは経費精算時に領収書をはじめとする証憑書類を、電子帳簿保存法の保存要件を満たした形でデータ化し、管理・運用することが可能になる。また、タイムスタンプを付与できるため非改竄証明も同時に対応できる。

TREASURY みずほ不動産販売による仲介のもと、インターネットを活用した非対面不動産売買取引を実施

株式会社TREASURY (会員No.1072、代表取締役・山下 誠路氏) は、みずほフィナンシャルグループの不動産売買仲介会社であるみずほ不動産販売株式会社 (取締役社長・鎌田 卓史氏) による仲介のもと非対面による不動産売買取引を開始した。

TREASURY, Inc. ×

MIZUHO

みずほ不動産販売

不動産取引オンライン化は、宅地建物取引業法が改正されたことを受けて急速に広がりつつあるものの、重要資産を取り扱うことが多い不動産業界では対面や紙ベースの商慣習が根強く残っており、未だDX化が進んでいるとは言い難い状況である。

そのような状況を受け同社では、以下の3つを導入し不動産売買取引のDX化に着手する。

- (1) 本人確認【eKYCシステム】
- (2) 意思確認【遠隔面談システム、メール】
- (3) 契約締結【電子契約システム】

具体的な進め方としては、同社の立会人型電子契約サービス「Great Sign」、非対面完結の本人確認サービス「Great eKYC」を利用し不動産企業・金融機関が本人確認・契約締結を行い、個人認証サービス「J-LIS (地方公共団体情報システム機構)」、マイナンバーカードの署名用電子証明書の4つのツールを用いて、署名検証者 (J-LISから失効情報等を受け取れる者＝公的個人認証法17条1項) である司法書士が最終的に厳格な本人確認を電磁的記録で実施する。

これにより同社では、今後安心して安全な非対面での不動産取引のノウハウを各社に共有し、業界全体のDX化推進を加速化させるとともに、不動産マーケットの活性化に寄与するとしている。

ITR IaaS / PaaS市場規模推移および予測を発表

独立系ITコンサルティング・調査会社である株式会社アイ・ティ・アール (代表取締役・三浦 元裕氏、以下「ITR」) は、国内のIaaS / PaaS (Infrastructure as a Service / Platform as a Service) 市場規模推移および予測を発表した。

IaaS / PaaS市場の2021年度の売上金額は1兆1,368億4,000万円、前年度比25.3%増となった。市場を構成するベンダーの7割弱が2桁成長となり、なかでも上位ベンダーの好調な伸びが市場の成長に大きく寄与したとしている。

従来はオンプレミス環境での運用を余儀なくされていたシステムも、技術的な進化と、ベンダーやSierの蓄積されたノウハウおよび広範なサポートなどを背景に、徐々にIaaSへの移行が進んでいる。また、中堅・中小企業でもクラウド化が年々進んでおり、業種・業態や企業規模にかかわらず、今後もIaaSの導入が拡大すると見られている。IaaS市場は一部のメガクラウド

ベンダーによる寡占化が進んでいるが、これらのベンダーが市場を牽引している。

PaaSについては、DXを推進するためのシステムを迅速かつ低リスクで構築する基盤として導入が進んでいる。また、各ベンダーは主力商材のひとつに位置づけ、常にサービスを強化・拡充し企業の要求に応えるだけでなく、新たな需要を喚起しつつ拡販を進めている。PaaS市場もIaaS市場と同様、一部のメガクラウドベンダーに需要が集中する傾向にあるが、それらのベンダーが引き続き市場を牽引すると見ている。

これらのことから、ITRでは、IaaSとPaaSを合算した市場のCAGR (2021～2026年度) は16.8%、2025年度の市場規模は2兆円を超えると予測していると発表した。

<https://www.itr.co.jp/company/press/230307pr.html>

(2023/3/7付けITRプレスリリースより)

各社ニュース

JIIIMAに寄せられた情報に構成スペースの関係上、記載の省略あり

移転のお知らせ

NECネットエスアイ株式会社 (会員No. 1076)

〒108-8515

東京都港区芝浦3-9-14 NECネットエスアイ本社ビル

TEL.03-4212-1000

株式会社TOKIUM (会員No. 1042)

〒104-0061

東京都中央区銀座6-18-2

野村不動産銀座ビル12階

TEL.050-3628-2077

社名変更のお知らせ

「日鉄日立システムエンジニアリング株式会社 (会員No.1017)」は、「日鉄日立システムソリューションズ株式会社」へと社名を変更した。

人事のお知らせ

コニカミノルタジャパン株式会社 (会員No.569)

代表取締役社長

一條 啓介氏

印刷物の検品を自動化し、生産性向上と品質維持を支援する
「検査マネジメントシステム」

富士フイルム
ビジネスイノベーション(株)

プロダクションカラープリンター Revoria Press™ PC1120の新オプション

■特長

- 同システムの導入により、印刷しながら自動で印刷物を検査し、印刷不良をリアルタイムで検出することができる。最小0.3mmまでの点・汚れ・欠けや、スジ、用紙の折れ、印刷位置のスレ、色濃度の変動を検出する。これにより、オペレーターが印刷物の品質を一枚ずつ目視で確認していた検品作業の負担がなくなることに加え、異なるオペレーターによる印刷物でも、バラツキのない一貫した検品品質が維持できるようになる。
- 同システムでは、プリンターに接続する「スマートモニタリングゲート D1」に搭載したスキャ

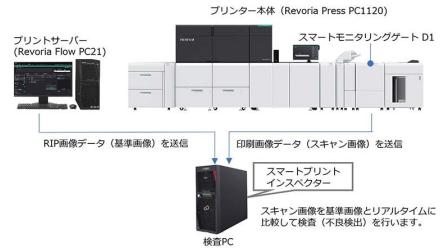
ナーが、印刷物を300dpiの高い読み取り解像度でスキャン。検査用PCのソフトウェア「スマートプリントインスペクター」がスキャン画像と印刷ジョブの元データ (RIP画像データ) を比較し、リアルタイムで印刷不良を検出する。オペレーターは、印刷指示を実行するプリントサーバー Revoria Flow PC21のモニター画面から、検査項目の設定や検査結果の確認を簡単に行うことができる。

- Revoria Press™ PC1120のプリントスピードである120ページ/分(A4ヨコ)の高い印刷生産性を最大限に発揮しながら、印刷物の検品作業の生産性向上により納品までのリードタイムを短縮することが可能。

■価格 (税別) 5,900,000円

■お問い合わせ先

富士フイルムビジネスイノベーション お客様相談センター TEL: 0120-27-4100 (9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:00 平日のみ) <https://www.fujifilm.com/fb/>



細菌、ウイルスの除菌、抑制に有効
「バクテクター 2.0SC」

コニカミノルタ(株)

オゾン関連製品のリーディング企業タムラテコと廉価版オゾン発生装置を共同開発

■特長

- タムラテコ製の既存主力製品バクテクター O3系のフルモデルチェンジ機。コニカミノルタ



の複合機技術やヘルスケア製品での医療機器並みの厳密な製品化プロセスを活用し、クラス唯一^{*1}のセンサーによる高濃度オゾン制御などの安全な高付加価値設計に加え、コニカミノルタの生産技術で高品質、高信頼性を実現。長引くウィズコロナでのレジャー施設や飲食店なども含む日常生活のさまざまな場所で、人々の安心・安全を担保する。

- 低濃度オゾンガスを使用して、室内に付着したウイルス・細菌を除菌する。有人環境下での使用を想定した小型オゾン発生装置の中で、オゾン濃度制御を行い、0.09ppmと比較的高濃度なオゾンガスで除菌を行うことができる。また、前任機バクテクター O3系に比べ、電源等部品の信頼性向上とサービスエンジニ

アよる調整機能が追加されており、故障しにくく、万が一故障した場合もダウンタイムが短縮できる。

- 主な機能として、オゾン濃度を安全な一定状態 (0.05ppm/0.09ppm) に維持するオゾン濃度センサーと機械に人や動物等が近づくとオゾン発生を自動的に停止し、離れたら再発生させる安心の人感センサーを搭載。

※1 有人環境下での使用を想定した小型オゾン発生装置において。

■価格 (税別) オープン価格

設置スペースの限られる窓口業務などに適したA3、A4対応
「imageFORMULA DR-M1060II」 「imageFORMULA DR-M140II」

キヤノン電子(株)
キヤノンマーケティングジャパン(株)

ドキュメントスキャナー新製品

■特長

- デスクサイドに設置しやすく使いやすいコンパクト設計。原稿のセットや取り出しをスムーズに行える前面給排紙で、優れた操作性を実現。また、コンパクトな設計に加え、給紙ローラーの交換やメンテナンスも本体の前面で完結するため、パーティションに区切られたデスクやカウンターなどスペースが限られている場所にも背面を壁に近づけての設置が可能。
- 一度に両面読み込みが可能な高速スキャン。「DR-M1060II」はカラー・白黒ともに片面60枚/分、両面120面/分^{*1}、「DR-M140II」はカラー・白黒ともに片面40枚/分、両面80面/分^{*2}の高速スキャンが可能。1回の搬

送で両面スキャンができるため、スキャン業務をより効率よく行える。また、「DR-M140II」は従来機種^{*3}と比べ、製品本体と給紙ローラーの改善により耐久性を向上させることで、メンテナンス頻度の低減を実現している。

- 多彩な原稿にあわせて排紙方法を選択可能：Uターンパス/ストレートパス。「Uターンパス」により、本体前面だけで普通紙や帳票などの給排紙が可能。「ストレートパス」は、免許証やカードなど厚みのある原稿を本体背面から排出することで確実な搬送を実現。2つの搬送方式を切り替えることで多彩な原稿に柔軟に対応し、業務の効率化をサポートする。

※1 A4サイズの原稿を、横方向に読み取り解像度200dpiでスキャンした場合。

- ※2 A4サイズの原稿を、縦方向に読み取り解像度200dpiでスキャンした場合。
- ※3 DR-M140 (2011年9月発売)。

■価格 (税別)
imageFORMULA DR-M1060II 32万8千円
imageFORMULA DR-M140II 12万円

■お問い合わせ先
キヤノンお客様相談センター 0570-08-0072
canon.jp/imageformula



imageFORMULA
DR-M1060II

大学院での認証アーキビスト養成コースの振り返り

東北大学 准教授
かとう さとし
加藤 諭

前号（機関誌IM3・4月号p.53）でも書かせて頂きましたが、東北大学では2022年度から大学院文学研究科に認証アーキビスト養成コースを設置し、国立公文書館が認定する認証アーキビストの知識技能の要件に沿った教育プログラムを展開しています。東北大学の認証アーキビスト養成コースは6科目12単位必修となっており、授業科目の取り方によっては1年ですべての科目の履修が可能であることから、2022年度末には早くも同コースの修了生が誕生しました。今後、こうした大学院の教育プログラムを通じて専門職としてアーキビストの認知拡大と、実際にアーカイブズの現場への人材供給が果たしていければと思っています。今回は1年間、このコースを運営してみて感じていることを述べていきたいと思います。

当方が所属する東北大学史料館では、毎年一定数、学部や大学院学生がスタッフとして史料館の業務に携わっています。日本史や日本思想史、東洋日本美術史などを専攻している学生が多いのですが、そうした学生スタッフはこれまで大学アーカイブズたる史料館の現場で実際に目録作成等の作業に従事しているものの、体系的にアーカイブズ学の知識を学ぶ機会は十分持っておりませんでしたし、そうした研修等も学生スタッフに行える時間はかなり限られていました。このため、学生スタッフは図書館や博物館とは異なるアーカイブズ施設で勤務している感覚は強くなく、なんとなく学内で歴史に携わるアルバイトができる、というイメージで作業している印象がありました。

一方、昨年からは認証アーキビスト養成コースを受講している学生の中から、東北大学史料館でスタッフをしたい方の希望を募ることも始めた結果、アーカイブズがどのような施設で、アーキビストの役割はどのようなものなのか、基本的な知識を有する学生がスタッフに加わるようになりました。この結果、学生スタッフには、これまでは一つの作業を任せ徐々に習熟するのを待つという作業の振り返り方をしていたのですが、アーカイブズに関する基礎知識が共有されていること

で、早い段階からより幅広い仕事を担ってもらえるようになったと感じています。このことは他のアーカイブズに人材を供給する上での手ごたえにもつながっています。大学院においてアーキビスト教育を経た人材が即戦力としてどの程度の能力を有するか、客観的な評価は難しいかもしれませんが、少なくともアーカイブズの現場で求められる基礎的な知識技能を有していることで、早期からさまざまな業務を担うことができる素地が形成されていることは雇用してみても実感するからです。とりわけ地方のアーカイブズの現場では分業するほどのスタッフは充実しておらず、プロパーの職員は行政の人事異動で回ってくる職員で、専門性が期待できないことから、十分な引継ぎがなされない中、1人で何でもやれることが求められることも少なくありません。そうした環境に身を置く際に前提の知識技能があることは大きなアドバンテージとなります。認証アーキビスト養成コースはその機能を果たし得るな、と思っています。

また、東北大学における認証アーキビスト養成コースは、地方の現場をはじめとしてアーカイブズ機関で従事しているアーキビストをゲストスピーカーとしてお招きし、学生とのディスカッションを行う演習も重視して設計しました。これは大学アーカイブズだけでなく、さまざまな現場で活躍するアーキビストの話聞くことで、アーキビストの多様性や求められる役割の違いなどを知ってもらうためです。一方でゲストスピーカーの方々にはご負担はおかけするものの、学生との討論を通じて、自身の業務や役割を再認識する機会になったと、当方に伝えられることがありました。個々のアーカイブズは組織の大きさや求められる所掌などが少しずつ異なっており、また普段は自身の業務繁忙なこともあって、同じエリアに存在していても、館同士の横の連携などがうまくできていないこともあります。私は東北大における認証アーキビスト養成コースは、地方でアーキビストとして活躍する方々と大学が、教育プログラムを通じてつながりを深めていく場の一つとしても機能していければと思っています。

加藤 諭 (かとう さとし)

東北大学学術資源研究公開センター史料館准教授。博士（文学）。東京大学文書館特任助教を経て2017年より現職。2022年から総長特別補佐兼務。国の公文書管理法が定める大学アーカイブズにおいて、複数館での教務経験を有する研究者として、大学・企業・社会のアーカイブズと歴史学を組み合わせた研究を進めている。主な著書に「老い—人文学・ケアの現場・老年学」（編著、ポラノ出版）、「戦前期日本における百貨店」（清文堂）、「大学アーカイブズの成立と展開—公文書管理と国立大学」（吉川弘文館）、「デジタル時代のアーカイブ系譜学」（編著、みすず書房）など。

街角ピアノと越前ガニの日々

2023年もはや2か月が過ぎようという時期に、福井県に出張に行く機会がありました。待ち合わせ時間まで駅の周辺を散策、この地域と言えば越前ガニ、越前そば、羽二重餅など、有名食材が目白押し。駅ナカを散策しつつ、目に留まったのが街角ピアノ。少し前までよくNHKで放映されていた「街角ピアノ」という番組を見たことはありませんか？ 文字通り街角の一角に、「誰でもご自由にお弾きください」と置かれているグランドピアノ。小学校の払い下げなどが多く、地域活性化の目的で設置されていることが多いです。

テレビでは、世界中の空港や駅など、通りすがりの人がふとピアノの前へ座り、さりげなく得意なクラシックやポップス、ジャズなどを奏でて周りの人が自然と聞くという演出。最近ではYouTuberの「ハラミ」ちゃんが有名ですね。

私はといえば、学生時代にバンドでキーボード担当であったことや、ジャズのコードを前に勉強したこともあり、なんちゃってジャズピアノは適当に弾く輩なんです。せっかくの機会なので、福井駅の街角ピアノに挑戦することにしました。曲名は、エロール・ガーナーの名曲「Misty」。サンフランシスコからシカゴへ向かう飛行機の窓から見える虹から着想を得たというロマンティックジャズバラードです。

その後仕事を終え、コロナも収束の時期も近いと関係者と越前ガニ宴会へ。それはそれは立派な越前ガニに出会い、有意義な出張の一日と相成りました。

テレワークの時代ではありますが、脱マスクなどリアルな時代の足音が聞こえる、今日この頃のスケッチです。

(河村武敏)



越前ガニと街角ピアノ

〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏 (アピックス)
 委員長 山際 祥一 (マイクロテック)
 委員 長井 勉 (横浜マイクロシステム)
 菊池 幸 (コニカミノルタジャパン)
 安齋 美香 (ハイパーギア)
 石川 莉子 (富士フイルムビジネスイノベーション)
 夏目 宏子 (ナカシャクリエティブ)
 事務局 山下 康幸

【事務局から】

この号が出る4/25はGW前ということで、皆様ウキウキしていらっしゃるのではないのでしょうか。

5月1日と2日に有給をとれば9連休という方も中にはいらっしゃると思います。しかし、出版業界には昔から「ゴールデンウィーク進行」という言葉がありまして(同義語に「お盆進行」とか「年末進行」などもある)、これは印刷所のゴールデンウィーク連休に合わせて編集作業を前倒しで進めなければならないのです。今回は間に合ったけど、次回はどうか今から不安です……。

IM 7・8月号予告

JIIMA第63期事業計画
 JIIMA委員会紹介
 新規会員インタビュー

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

IM 5・6月号◎

2023年 第5・6月号 / 令和5年4月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2023

発行人 / 甲斐荘 博司
 発行所 / 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-19
 ライダースビル7階
 TEL (03) 5244-4781 FAX (03) 5244-4782
 JIIMA / <https://www.jiima.or.jp>

編集・制作 / 日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,100円 (税込・送料別)
 印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354
 ISBN 978-4-88961-226-4 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)



文書情報マナージャー

第36回認定資格取得セミナー

オンライン新セミナー始動!!
動画自由受講コースも追加!!

開催日程

- 1) 2日間集中コース(ZOOM)
2023年6月8日(木)9日(金)
※申込締切 6月5日(月)
- 2) 動画配信自由受講コース
2023年5月26日~6月7日動画受講
+ワークショップ6月8日・9日
※申込締切 5月22日(月)



文書情報
管理士
JIIMA



今、社会では文書管理が重要になっています。

個人情報や営業秘密の保護など、

文書管理の重要性が求められています。

書類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか？

文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか？

また、働き方改革でも紙文書の電子化は重要なキーワードになります。

安心して社会生産性の高い、デジタルファーストな

電子文書情報化社会の構築をめざして

さあ、文書情報管理士の出番です。

試験期間

2023年
7月20日(木)
~8月31日(木)

文書情報管理士検定試験 2023夏試験

試験方法 / CBT方式 試験会場 / 全国約350か所

申込期間 2023年6月20日(火)~8月28日(月)

受験料 一般:11,000円(税込) 学生:7,150円(税込) 受験級 2級、1級、上級

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、予定が変更となる事がございます。